

第3期日高川町総合戦略

【案】

令和7年3月
日高川町

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 総合計画等との関係	3
5. 計画の策定体制	3
第2章 計画の基本方針	4
1. 背景と課題	4
2. 総合戦略の推進方針	7
3. 政策5原則を踏まえた施策の推進	7
4. 計画の進捗管理	8
5. 各主体の役割分担	9
6. 国や県、近隣自治体との連携の推進	9
7. まちの未来を創る重要な柱	10
第3章 政策の展開方向	11
1. 施策体系	11
2. 施策の展開	12
基本目標1 安定した雇用を創出する ～地域産業を伸ばすとともに、多様な働き方ができるまちをつくる～	12
基本目標2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる ～子どもの未来を支え、安心して子育てができるまちをつくる～	21
基本目標3 地域への人の流れをつくる ～「ふるさとに帰る」「新たに訪れる」選ばれるまちをめざす～	33
基本目標4 安心・安全な暮らしを実現する ～子どもから高齢者まで、誰もが住み続けたいまちをつくる～	39
基本目標5 時代に合った地域をつくる ～時代の変化に対応し、挑戦し続けるまちをつくる～	52

第 1 章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

我が国は、世界に類をみない急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行しており、地方の過疎化・東京圏への一極集中、地域産業の衰退などが大きな課題となっています。こうした課題の解決に向けては、これまでの地方創生の成果を最大限に活用しながら、地方の活性化を図っていくことが重要です。

国においては、以上の考えを踏まえながら、令和 4（2022）年 12 月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されました。これは第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した、令和 5（2023）年度を初年度とする 5 か年の計画であるとともに、令和 4（2022）年 6 月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」で定められた取組の方向性に沿って、デジタル田園都市国家構想がめざすべき中長期的な方向について、構想の実現に必要な施策の内容やロードマップ等が示されたものとなっています。

令和 5（2023）年 12 月には「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」（以下「国の総合戦略」という。）が閣議決定され、令和 9（2027）年度までの 5 か年計画としての基本的な考え方が示されました。

日高川町（以下「本町」という。）では、令和 2（2020）年 3 月に「日高川町人口ビジョン（見直し版）」（以下「人口ビジョン（見直し版）」という。）と、「第 2 期日高川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第 2 期計画」という。）を策定しました。人口ビジョン（見直し版）は平成 27（2015）年 10 月に策定した「日高川町人口ビジョン」（以下「旧人口ビジョン」という。）を見直したもので、平成 27（2015）年国勢調査の結果が旧人口ビジョンを下回っていたことを背景にしています。

しかしながら、人口ビジョン（見直し版）で描いた将来推計の総人口は、令和 2（2020）年国勢調査の総人口と同一の値（9,219 人）となりました。これは人口ビジョン（見直し版）の基準ともなった国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」で示された人口を上回るもので、「（第 1 期）日高川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」から第 2 期計画当初の期間における地方創生の取組の成果により、本町の人口減少には一定の歯止めをかけることができたものと考えられます。

3 期目の計画である「第 3 期日高川町総合戦略」（以下「本計画」という。）は、国の総合戦略を勘案するとともに、引き続き人口ビジョン（見直し版）で描いた将来推計を達成するために策定するものです。さらに本計画は、本町における地方創生の成果を生かしながら、よりよい地域課題の解決を図るため、本町の最上位計画である「第 2 次日高川町長期総合計画」（以下「総合計画」という。）の内容をも含めながら策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」であり、国の総合戦略ならびに、和歌山県の「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して策定したものです。加えて、本町における人口の現状と今後の展望を示した人口ビジョン（見直し版）を踏まえて策定しているものです。

さらに、先述のとおり、本計画は総合計画の内容を含みます。これは、将来的に本計画と総合計画を一本化することが視野に入っているためであり、総合計画の計画期間以降の令和10(2028)年度からは、本計画が最上位計画としての位置付けともなります。

また、行政をはじめとして、住民、地域、団体、企業等、町全体で共有して推進する計画と位置付けます。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

■本計画と総合計画等の関係と計画期間

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
長期総合計画	後期計画 (R5~R9)				+最上位計画としての期間	
第2期計画	R2~R6					
本計画	← 本計画 (R7~R11) →					

なお、社会環境の変化、施策の進捗等、状況の変化があった場合には、必要に応じて見直すものとします。

4. 総合計画等との関係

本計画は総合計画との整合性を図りつつ、長期的な視点に立って、人口減少克服・地方創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を位置付けるものです。本計画が最上位計画としての位置付けとなってもなお、それは同様となります。

また、各分野の個別計画において、本町のさまざまな分野にわたる総合的な振興・発展をめざすなかで、本計画の目的を達成する観点から、戦略的かつ一体的に施策を推進するものとします。

5. 計画の策定体制

(1) 計画の策定組織

本計画は、庁内の策定・推進組織である「日高川町デジタル田園都市構想総合戦略推進本部」とともに、外部有識者で構成される「日高川町デジタル田園都市構想総合戦略有識者会議」での検討を踏まえて策定します。

(2) パブリックコメントによる住民意見の募集

本計画案については、役場や支所等の窓口や町ホームページで公開し、広く住民から意見を収集し、その意見を精査しながら計画書に反映します（予定）。

(3) 若者意識の実態把握

本計画の策定にあたって、本町に住む若い世代の方の結婚・出産・子育ての希望や、仕事や生活についての考えをお聞きし、策定に係る基礎資料を得ることを目的として「第3期日高川町総合戦略策定のためのアンケート調査」を実施しました。

■第3期日高川町総合戦略策定のためのアンケート調査の概要

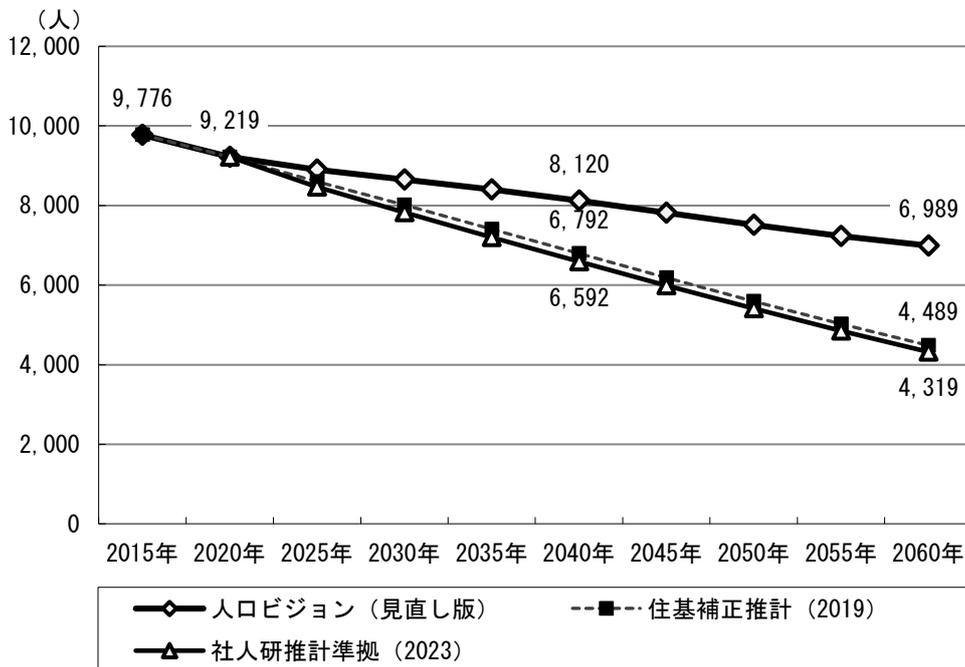
調査地域	日高川町全域				
調査対象者	日高川町在住、18歳以上～39歳以下の男女（令和6年4月1日時点）				
調査期間	令和6（2024）年7月12日（金）～8月2日（金）				
調査方法	郵送配布・郵送回収ならびに、WEB回答による実施				
調査対象者数（配布数）	1,551				
有効回収数	389	郵送	262	WEB	127
有効回収率	25.1%	郵送	67.4%	WEB	32.6%

第2章 計画の基本方針

1. 背景と課題

人口ビジョン（見直し版）では、中長期展望として「2060年に7,000人程度の人口規模を維持すること」が示されています。この展望を実現するためには、出生率の向上を図り、人口減少に歯止めをかけることが必要です。

■人口ビジョン（見直し版）が描く将来推計



資料：【人口ビジョン（見直し版）、住民基本台帳補正推計】日高川町人口ビジョン（見直し版）
【社人研推計準拠（2023）】国提供人口推計用ワークシート（令和6年6月版）

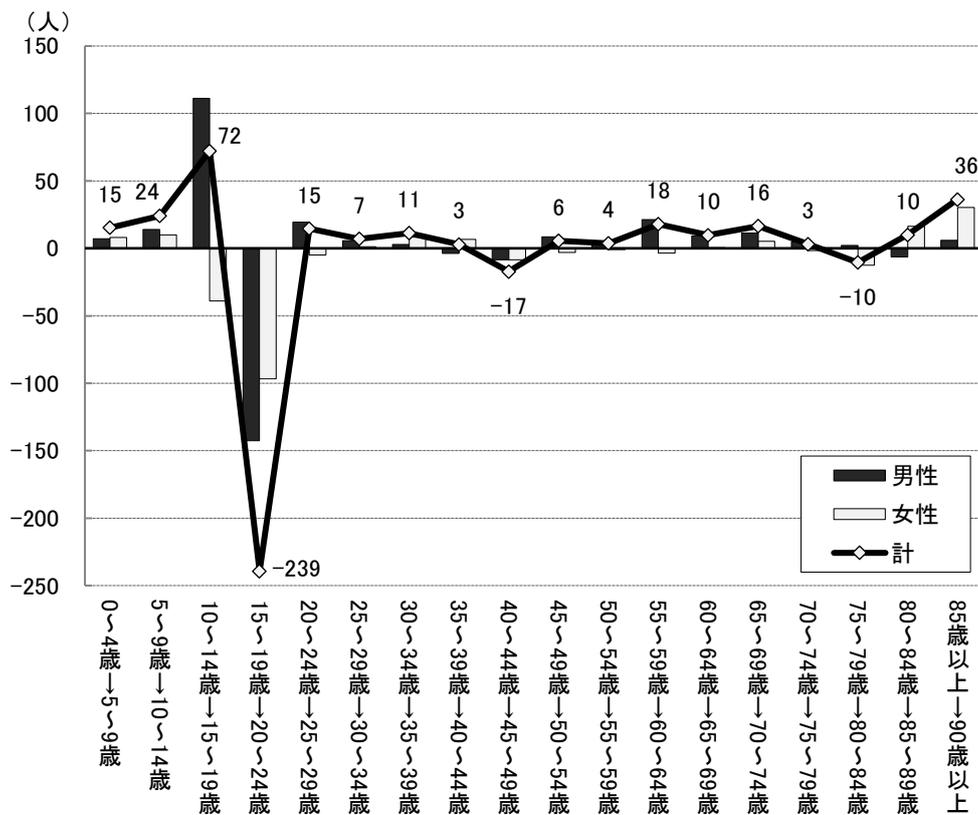
■人口ビジョン（見直し版）の考え方

達成目標人口	2060年に7,000人程度の人口規模を維持
自然増減に関する仮定	住基補正推計をベースに、総合戦略に基づく施策効果として、合計特殊出生率が2030年までに2.07まで回復し、以降は維持することを見込む。
社会増減に関する仮定	総合戦略に基づく施策効果として、2020年以降、毎年6家族（30歳代の夫婦と小学生以下の子ども2人の4人家族を想定）、60歳代の夫婦6家族、新規就職等に伴う20歳代の男女7名（計14名）分の転入増（または転出減）を見込む。

本町では、10歳代後半から20歳代前半の若い世代を中心に、進学・就職を機に都市部へ転出し、その後地元へ戻らないことが人口減少の大きな要因となっていました。その減少幅は近年、縮小していることがうかがえます。

「平成27(2015)年→令和2(2020)年」における純移動数をみると、特に「10～14歳→15～19歳」の女性、「15～19歳→20～24歳」の男性及び女性における転出が大きくなっている一方で、「10～14歳→15～19歳」の男性は転入が大きくなっています。他の世代では、大きな人口移動はみられません。

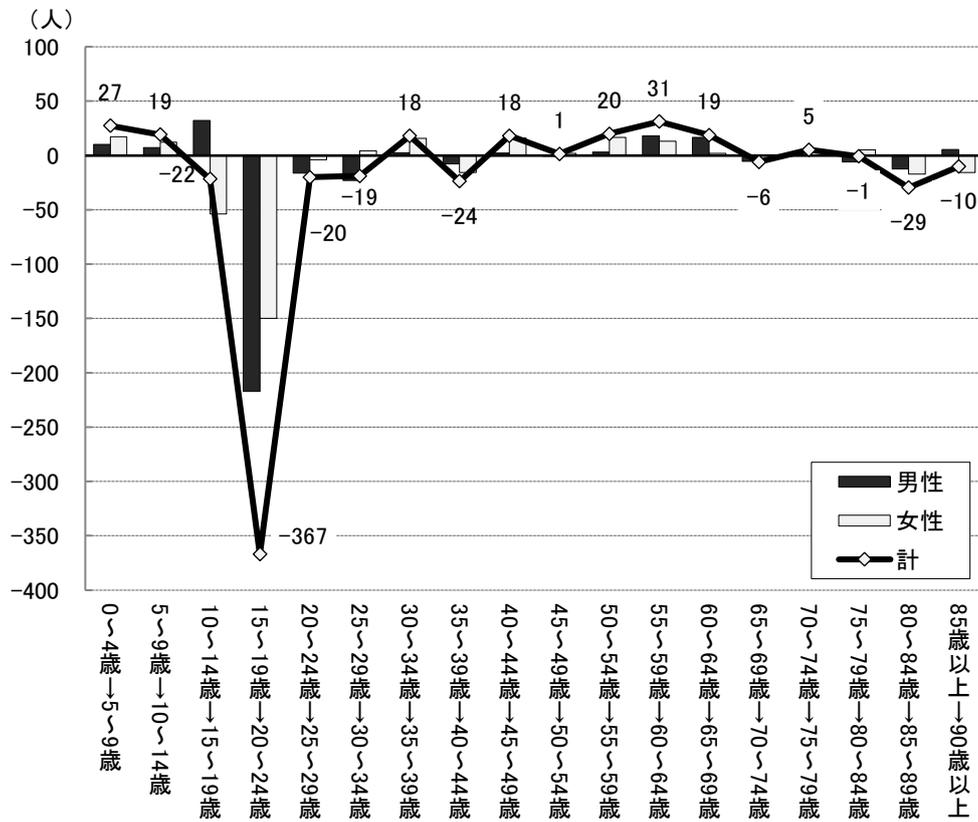
■男女別年齢別純移動数の推移（平成27(2015)年→令和2(2020)年）



資料：国勢調査に基づく推計値

10年前の状況である「平成17(2005)年→平成22(2010)年」と比較すると、若年層の転出傾向が縮小しているとともに、20歳以降の転入傾向もわずかながら改善していることがうかがえます。

■男女別年齢別純移動数の推移（平成17(2005)年→平成22(2010)年）



資料：国勢調査に基づく推計値

2. 総合戦略の推進方針

総合計画では、「地域の個性で創る 元気創造空間 日高川町」を将来像として定め、6つの政策目標を掲げながら、移住する人にとってはもちろん、定住する人にとっても快適な環境づくりに向けた取組を推進するなど、「住みたい」「住み続けたい」「住んでいてよかった」まちとしての魅力向上に積極的に取り組んでいます。

本計画期間においても、総合計画で定めているまちづくりの原則（「OPEN ～開かれたまちづくり～」 「HOPE ～希望の持てるまちづくり～」 「CHALLENGE ～挑戦できるまちづくり～」）を踏まえながら「小さく生んで大きく育てる」という考え方を念頭に置き、引き続き、めざすべき将来像を「地域の個性で創る 元気創造空間 日高川町」として掲げながら、計画的な取組を進めていくものとします。

以上の方向性を踏まえつつ、本町の資源を最大限に活用するとともに、近年急速に普及しているデジタル技術を活用することにより、地域経済力を高める具体的かつ効果的な取組をより積極的に推進し、引き続き人口減少に歯止めをかけ、若者や女性に選ばれるまちづくりを推進します。

この戦略的取組を、住民、地域、団体、企業、行政等が共有し、それぞれが主体性を持ちながら、課題解決と成果をもたらす新たな施策を展開していくことが重要であり、国の支援制度を積極的に活用し、県や近隣自治体とも連携して取り組んでいくものとします。

3. 政策5原則を踏まえた施策の推進

国の第2期「総合戦略」に盛り込まれている「政策5原則」（自立性、将来性、地域性、総合性、結果重視）の趣旨を踏まえながら、効果的な施策の推進を図ります。

■国の第2期「総合戦略」における政策5原則抜粋

(1) 自立性

地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。

(2) 将来性

施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。

(3) 地域性

地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。

(4) 総合性

施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。

(5) 結果重視

施策の結果を重視するため、明確なPDCAメカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

4. 計画の進捗管理

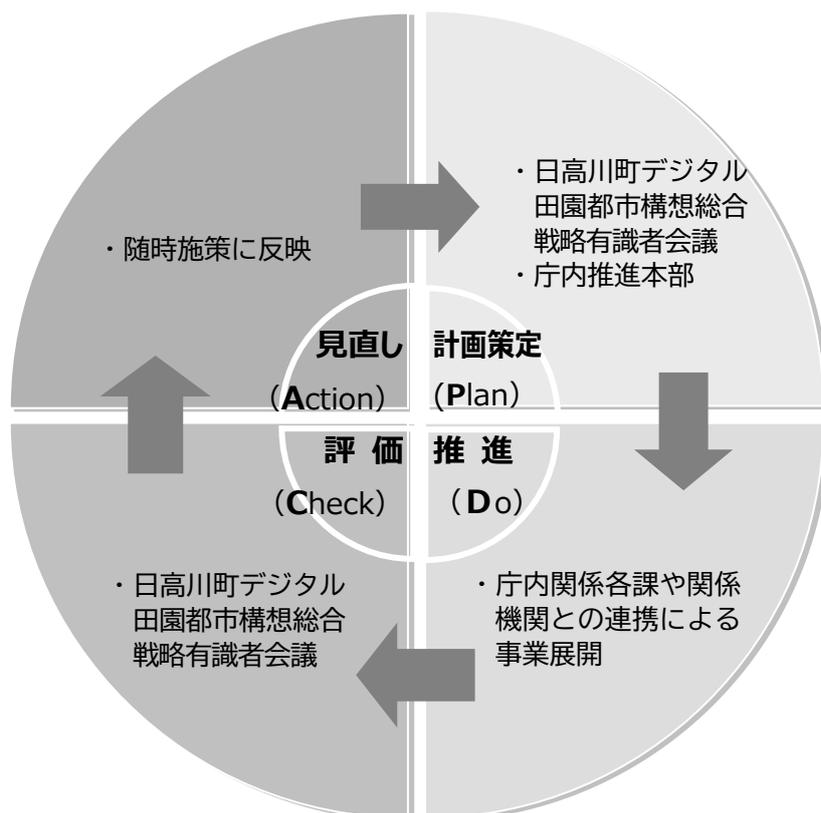
本計画は、住民、地域、団体、企業、行政等、町全体で共有しながら、協働の取組によって推進する計画であるため、計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）の各過程においても、町全体が関わる体制を構築し、高い実効性を確保することが必要となります。

そこで、町長を本部長とする庁内の策定・推進組織である「日高川町デジタル田園都市構想総合戦略推進本部」を置くとともに、町内各界各層とともに推進・検証をしていくため、外部有識者で構成される「日高川町デジタル田園都市構想総合戦略有識者会議」を設置します。

また、二元代表制の両輪となる町議会においても、策定段階や効果検証の段階において確認をいただくものとします。あわせて、本町のみでは対応できない課題等においては、必要に応じて、国、県、近隣自治体との連携を図ります。

本計画の推進にあたっては、政策分野ごとの基本目標と具体的な施策を示し、各施策の効果を客観的に検証できる指標（重要業績評価指標（KPI））を設定し、PDCA サイクルにより実効性を高めます。各数値目標、指標については、実施した事業の量を測定するものではなく、その結果によって得られた成果を測定する成果指標を原則とし、目標を明確化することにより、町全体での目標の共有化と成果を重視した取組の展開を図ります。

■PDCAサイクル（イメージ）



5. 各主体の役割分担

本計画の推進にあたって、各主体の特性を踏まえながら、担うべき役割を示します。

【住 民】

自らが居住し、生活するまちをよりよいものにするため、サービスの受け手としてだけでなく、担い手として地域活動や公益的活動に積極的に参加します。

【地域・団体】

自治会をはじめとする地域団体や活動団体は、新たな公共の担い手として、少子高齢化やコミュニティ意識の希薄化等の課題に対応した取組を推進します。

【企 業】

地域産業・経済の活性化に貢献するとともに、雇用の創出を図り、より暮らしやすい地域社会の実現に寄与します。

【行 政】

本計画の目標達成に向け、各主体のネットワークづくりと協働の推進を図るとともに、地方創生に関わる情報共有に努めます。また、本町の資源を最大限に生かして、独自性に富んだ施策を展開し、その効果的な進捗管理を展開しながら、目標の達成をめざします。

6. 国や県、近隣自治体との連携の推進

国、県の地域連携施策を活用しつつ、近隣自治体をはじめとする地域間の広域連携を積極的に進めます。

7. まちの未来を創る重要な柱

本町では、令和3（2021）年11月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、令和5（2023）年度には「日高川町地球温暖化防止実行計画」を策定し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを実現できるよう取組を進めています。本町の豊かな資源を将来世代に引き継いでいくために、本町の実情に合ったかたちで、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。そのために、新エネルギー技術の普及に向けた取組をはじめ、地球温暖化対策を推進することにより、ゼロカーボンシティの実現に向けた足がかりを得ていきます。

また、若者の都市部への流出が人口減少の大きな要因となっているのが本町の現状です。この流れを食い止めるためには、地元に住み続けたいと思える魅力的な環境づくりと住民意識の醸成、そして将来、地元に戻りたいと思わせるきっかけづくりを進めることが重要です。そして、若者が活躍できるまちづくりを実現するため、若者や女性のUターンの促進や子どもたちがふるさとに誇りを持てるような取組を推進していきます。

これらのまちの未来を創る重要な柱が、まちづくりの好循環を生み出すとともに広く波及していき、本計画のみならず、長期的かつ将来的なまちづくりに寄与することをめざします。

（1）持続可能なまちづくりの推進

ゼロカーボンシティの実現をめざして、蓄電池やLED照明の導入、木質バイオマスの活用支援など、多様な観点から新エネルギーの導入に努めます。

さらに、令和5（2023）年度に策定した地球温暖化防止実行計画に基づき、行政が率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、町が中心となり、町民・事業者と連携して計画を推進していきます。

これらの取組を通じて、地域の豊かな自然を次世代に引き継ぎ、持続可能なまちづくりの実現をめざします。

（2）「ふるさとに帰る」「ふるさとで暮らす」ための取組の推進

若者や女性にも選ばれる「ふるさと」であり続けるため、都会で暮らす学生や若者のUターン支援や地域情報の発信を強化します。また、多様で魅力的な働き方の支援として、時代潮流に合わせた通信環境の向上や、その環境を活かした起業支援、町内企業への就職支援や働きやすい職場環境づくりの支援を行うとともに、移住・定住施策との連携を図ります。

さらには、子どもたちが地元で愛着を持ち、将来ふるさとでの暮らしに誇りを持てるよう、広報活動や教育・体験プログラムを通じて地域とのつながりを深める取組を推進します。

第3章 政策の展開方向

1. 施策体系

「将来像」地域の個性で創る 元氣創造空間 日高川町

「重要施策」まちの未来を創る重要な柱

基本目標1 安定した雇用を創出する

～地域産業を伸ばすとともに、多様な働き方ができるまちをつくる～

- 施策1> 農業の振興
- 施策3> 商工業の振興

- 施策2> 林業の振興
- 施策4> 雇用対策の推進と後継者の定住促進

基本目標2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

～子どもの未来を支え、安心して子育てができるまちをつくる～

- 施策1> 子育て支援の充実
- 施策3> 学校・家庭・地域が連携した教育の推進、青少年の健全育成
- 施策4> 生涯学習の推進
- 施策6> 元気を生み出すスポーツの振興

- 施策2> 生きる力を育む学校教育の推進
- 施策5> 文化芸術活動の振興と地域文化の保存・活用・継承

基本目標3 地域への人の流れをつくる

～「ふるさとに帰る」「新たに訪れる」選ばれるまちをめざす～

- 施策1> 住環境の維持・向上ならびに移住・定住施策の推進
- 施策2> 公園・緑地・水辺の整備
- 施策3> 観光の振興

基本目標4 安心・安全な暮らしを実現する

～子どもから高齢者まで、誰もが住み続けたいまちをつくる～

- 施策1> 消防・防災の充実
- 施策3> 上下水道の整備
- 施策5> 地域福祉の充実
- 施策7> 障がい児者福祉の充実

- 施策2> 交通安全・防犯の充実
- 施策4> 健康づくり・医療体制の充実
- 施策6> 高齢者福祉の充実

基本目標5 時代に合った地域をつくる

～時代の変化に対応し、挑戦し続けるまちをつくる～

- 施策1> 自然環境と調和したまちの創造
- 施策3> 強固なコミュニティの形成
- 施策5> 一人ひとりを尊重するまちづくりの推進
- 施策7> 道路・交通基盤の整備
- 施策9> DXの推進

- 施策2> 廃棄物処理等環境衛生の充実
- 施策4> 協働のまちづくりの推進
- 施策6> 土地の有効利用
- 施策8> 情報基盤の充実
- 施策10> 自主自立の自治体経営の推進

2. 施策の展開

基本目標 1 安定した雇用を創出する

～地域産業を伸ばすとともに、多様な働き方ができるまちをつくる～

>>> めざす方向

都市部への人口流出に歯止めをかけながら、町外へ出た若者等が再び町に戻り、そして定着するためには、本町の産業を活性化させると同時に、所得の向上や雇用対策の推進、起業・創業の機会創出を図るなどにより、本町で働くことの魅力を高めていくことが重要です。

そのため、本町の基幹産業である農林業とともに、関連産業の積極的な振興を推進します。加えて、これらの産業に関連するサービス産業等との連携を促進し、付加価値を高めることで多様な働く場を創出するとともに、起業・創業に係る基盤整備を行うなど、若者が希望を持って、安心して働くことができる、活力ある“ふるさと”を構築します。

【現状・課題】

- 本町の基幹産業である農業は、担い手の高齢化や後継者不足をはじめ、農村の持つ多面的な機能の保全・活用が課題となっています。関係機関・団体との連携のもと、担い手の確保・育成、農産物のブランド化の促進をはじめ、多様な取組が求められています
- 林業については、国際的な要因を背景に、木材価格の高騰などの経営状況が悪化しているため、安定化に向けた支援が必要となっています。
- 小売業を中心に、地域に密着した商業活動が行われてきましたが、従来から商品の購入先は御坊市に依存する傾向が強く、商業集積が育ちにくい状況にあります。大型店の進出や消費者ニーズの多様化等により、購買力の流出が進むなど商業活動を取り巻く環境は厳しさを増しており、商工業振興については長期的な視点で解決していくべき問題となっています。
- 人口減少に歯止めをかけ、活力あるまちづくりを進めるため、雇用関連施策や住宅施策と連動しながら、後継者やI・J・Uターン者の定住促進施策に取り組むなど、地域活力の向上が求められています。

数値目標	目標値
農林業、製造業、観光産業等の新規就業者数	5年間で130人

施策1＞ 農業の振興

(1) 農業生産基盤の充実と農地の有効活用

- ① 関係機関との連携のもと、農道整備やパイプライン等の用排水施設の整備、ほ場整備による不整形農地の改良、ハウスの流動化促進など、農業生産基盤の充実を図ります。
- ② 「農業振興地域整備計画」「地域計画」に基づいた農地の有効活用とともに、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の事業の活用を図ります。
- ③ 遊休農地・耕作放棄地の発生を未然に防止するため、また既存の遊休農地・耕作放棄地の解消に向けて、関係機関・団体と連携した農地パトロールや適切な指導を行います。さらに移住者等に向けた農地活用を促すとともに町独自の支援施策との連携を図るなど、積極的な利活用等に向けた検討を進めます。

(2) 農業近代化施設の整備

収益性の高い農業をめざすため、低コスト耐候性ハウスの導入や集出荷施設の整備を図るとともに、スマート農業機械の推進、施設栽培の省エネルギー化に努めます。

(3) 担い手及び幅広い人材の育成・確保

- ① 経営指導の強化や農地の流動化による利用集積等により、意欲と能力のある農業者の育成・確保を図ります。
- ② 研修・交流機会の充実や相談・指導体制の強化、機械化等による省力化などを通じて、農業後継者やI・J・Uターン等による新規就農者の育成・確保に努めます。
- ③ 若者や女性が能力を発揮できるよう、経営への参画や就農環境の向上に向けた支援施策を推進します。
- ④ 農繁期における援農者の受け入れ等に向けた環境整備とともに、移住定住施策との連携について検討します。

(4) 鳥獣害対策の強化

イノシシ、シカ、サル、アライグマ等の有害鳥獣から農産物の被害を防止するため、環境警備隊を主体とした被害防止対策活動の支援、講習会（法律関係の講習を含む）の開催、猟友会の協力のもと捕獲対策の実施、地域住民や関係機関・団体との連携強化等に努めるとともに、地域ぐるみでの自主的な活動を促進し、駆除を目的に据えながら効率的で有効な鳥獣害対策の強化を図ります。

また、猟友会の会員確保や人材確保の支援とともに、その持続可能なあり方についての検討を行います。

(5) 新たな作型・作目の導入・研究と農産物加工の充実

- ① 消費者ニーズに即した新たな作型・作目や新品種の導入を促進し、特産品の開発・拡充を進めるほか、農産物加工・販売体制の充実を図りながら既存加工特産品の生産振興及び新たな

な加工特産品の開発を促すなど、関係機関・団体との連携のもとで6次産業化に努めます。
また、農産物加工グループの高齢化に鑑み、技術の継承や新規参入を促進します。

- ② 果樹生産農家が気象変動などに影響されずに安定的な収入を確保することができるよう、野菜栽培等を組み合わせた複合経営を促進します。また、研究機関等との連携を通じた適作果樹の検討を進めます。
- ③ 高付加価値作物による、他産地に負けない競争力のある農業をめざすため、果樹をはじめ野菜、花き・花木、米、畜産など各作目の生産性向上や高品質化、ブランド化、販路拡大ならびに他業種とのマッチング等を積極的に推進します。

【関連する主な事業】

- ◆農業インフラの整備事業 ◆農業用機械の購入支援事業
- ◆農業用パイプハウス施設等の整備支援事業 ◆農作物鳥獣害防止対策支援事業
- ◆農業所得向上対策支援事業 ◆就農支援体制の整備 ◆農地中間管理事業
- ◆農地活用支援事業 ◆農産物の販路拡大、ブランド化の推進 など

+ (プラス) デジタル

- ▶人材確保に向けた情報発信はもとより、農産物の販路開拓や鳥獣害対策などの農業業務の効率化に向け、デジタルの力を積極的に活用するとともに、ノウハウの集積・発信に努めます。
- ▶農地の利用集積に向けたデータ活用を検討します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
主要農産物生産量 (極早生みかん)	1,100 t	1,400 t
農地利用集積面積 (新規分)	4ha	5ha
新規就農者数 (年間)	4人	5人
サルの大型囲い罫設置数 (貸出)	13基	18基

施策2＞ 林業の振興

(1)木材生産体制の充実

- ① 森林組合を中心に、森林所有者の合意形成による一体的な森林整備に向けた森林の団地化を促進するとともに、高性能林業機械の導入を支援するなど、生産段階におけるコストの縮減を促し、低コストかつ安定的な木材生産を促進します。
- ② 森林の適切な管理を行い、意欲と能力のある林業事業体に集積・集約化します。一方で、それが難しい森林の経営管理権を町が確保し、町が経営管理を行うことで林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ります。そのことにより、災害や地球温暖化の防止を図るなど、森林の持つ公益的機能の維持増進に努めます。

(2)林道、作業道の整備

森林施業の効率化、生産コストの縮減を図るため、関係機関との連携のもと、効率的な林道や作業道の整備を進め、林内路網密度の向上に努めるとともに、林道の舗装・改良の促進、適正な維持管理を進め、災害に強い林道網の形成に努めます。

(3)担い手の育成・確保

- ① 森林組合の作業班員を対象に低コスト林業を実施するための技術研修を行い、森林施業プランナー等の高度な技術を持つ地域林業の担い手の育成・確保に努めるほか、作業全般を統括する人材の育成にも努めます。
- ② 都会からの移住者を含め、幅広い担い手の確保に取り組みます。

(4)木材流通体制の整備・販路拡大

県や近隣市町等の関係機関との連携のもと、流通段階においても木材を低コストかつ安定的に供給できる体制を整備し、高付加価値化や販路拡大に取り組むとともに、公共施設の建設時における地元産材の利用や、紀州材の利用を促進します。

(5)森林の保全と総合的活用の推進

- ① 住民や都市住民、企業等の森林づくりへの意識啓発と参画促進を図り、森林の保全及び育成に努めます。
- ② 林業体験、木工品づくり体験、環境学習、癒しなど、観光・交流・学習等の場としての活用や、間伐材等の利活用の促進など、森林の総合的活用を積極的に進めます。
- ③ 木質バイオマスの活用支援など、環境保全と連動した地域振興に関する取組を進めます。
- ④ 本町における森林の保全と総合的活用に向け、各地の成功事例をふまえながら、日高川町ならではの森林活用構想の策定を検討します。

(6) 特用林産物の生産振興

- ① 「紀州備長炭」の原木となるウバメガシの安定供給に向けた対策・研究を進めるとともに、後継者の育成・確保、窯の修繕等に関する支援を行い、紀州備長炭の生産性の向上や高品質化を促進し、日本一の産地の維持・充実に努めます。
- ② シイタケについては、有害鳥獣による被害を受けにくい施設栽培の設備（露天でない）、収穫・乾燥・出荷の体制づくり等を促進し、ブランド復活に努めます。
- ③ シキミ、サカキ等のその他の特用林産物についても、生産体制の充実や担い手の確保に取り組みます。販路の拡大に向けた支援を推進し、生産性の向上や高品質化、産地化を促進します。

（関連する主な事業）

- ◆木材生産体制充実における森林整備の促進
- ◆低コスト林業のための基盤整備の促進
- ◆森林経営管理制度に基づく民有林の整備
- ◆基幹林道等の整備
- ◆林業労働力確保における担い手の育成
- ◆里山生活空間の保全における里山の整備
- ◆特用林産物の振興 など

+ (プラス) デジタル

- ▶ 森林クラウドシステムの導入により、森林資源情報のデジタル化を図ります。
- ▶ シミュレータなどの活用により、労働安全対策を強化するとともに、安全かつ円滑に作業に従事できる体制を整えます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
森林施業量	210ha	230ha
素材生産量	12,000m ³	13,000m ³
紀州備長炭生産量	467 t	467 t
乾シイタケ生産量	4.0 t	4.2 t
シキミ生産量	553kg	560kg
サカキ生産量	19,429kg	20,000kg

施策3＞ 商工業の振興

(1)商工会の育成

商工業振興の中核的役割を担う商工会の育成・強化に努め、各種活動の一層の活発化を促進します。

(2)地域の実情と時代潮流に応じた商業活動の促進

- ① 地域の実情と時代潮流の変化に柔軟に対応できる商業活動の維持・促進に向け、商工会との連携のもと、経営革新や後継者の育成、特産品の販売、デジタル化の促進などに取り組みつつ、地元商店ならではの特色ある商品・サービスの提供、情報発信の強化、観光産業との連携強化等を促進します。
- ② 商工業資金利子補給制度をはじめ、各種制度の周知と活用を促し、経営体質の強化を促進します。
- ③ プレミアム商品券の継続的な発行により地元消費を喚起し、地域経済の活性化を促します。
- ④ 集落生活圏におけるサービス維持のため、商工業者への支援を行います。
- ⑤ 次世代通信環境の構築と並行した、商業活動環境ならびに起業環境の向上に努めます。

(3)新産業開発や起業等の促進

商工会をはじめ関係機関・団体との連携のもと、企業間・産業間連携の場や研修機会の提供、支援制度の整備など、産業支援・研究開発機能の強化を図ります。また、森林・観光資源などの恵まれた地域資源を活用した新製品・新産業の開発に向けた他産業との連携・育成に取り組むとともに、起業・創業支援を積極的に推進します。

(4)既存企業の活性化の促進

「日高川町製造工場経営者懇話会」の定期的な開催をはじめ、誘致企業への継続的な支援を行うことにより、事業拡大等を促進します。

(5)企業誘致の推進

産業基盤の整備を進めるとともに、県等関係機関との連携等を通じて、地域資源を活用した企業誘致活動を積極的に展開し、環境と共生する優良企業の誘致を促進します。

〔関連する主な事業〕

- ◆商工業の活性化の支援（・商工会の育成・強化 ・地元商店の販路拡大 ・プレミアム商品券の発行 ・再生可能エネルギーの推進）
- ◆企業誘致活動の推進（・工場等の適地情報の収集 ・町内企業の支援と PR の推進）
- ◆起業・創業支援による新たなしごとの創出 など

+ (プラス) デジタル

▶次世代通信環境の構築と並行しながら、キャッシュレス決済の導入など、商業活動環境ならびに起業環境の向上に努めます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
プレミアム商品券の発行による地元消費喚起額	1,800 万円	1,800 万円

施策4＞ 雇用対策の推進と後継者の定住促進

(1)雇用機会の確保と雇用の促進

- ① 各種産業振興施策の推進を通じて雇用機会の確保・拡充をめざすほか、ハローワーク等関係機関や地元企業との連携のもと、就職相談や情報提供、職業訓練の支援、地域の実情に応じた雇用情報の充実等に取り組み、若者の地元就職の促進に努めます。
- ② 男女雇用機会均等法の普及・啓発、企業への働きかけ等を通じて、女性や高齢者、障がいのある人の雇用促進に努めます。

(2)多様な働き方の促進

本町における働き方の多様化を促進すべく、時代潮流に合わせた通信環境の向上に努め、その環境を活用した就業及び起業支援、テレワーク等の促進に取り組むとともに、移住・定住施策との連携を図ります。

また、場所を問わない働き方や、新しいライフスタイルの提案等により、多様な働き方の推進に取り組みます。

さらに、町内企業のPR等を進めることで、町内企業へのU・Iターン就職者数の増加に努めます。

(3)後継者の定住促進

後継者や事業承継者等の定住促進のための効果的な支援施策について、検討・推進するとともに、広域的なPRに取り組みます。

(4)シルバー人材センターの充実

定年を迎えた退職者、その他の高齢者がその能力を発揮し、生きがいとやりがいを持って地域で活躍できるよう、受け皿であるシルバー人材センターの活動を支援します。

(5)外国人人材の受け入れ・環境整備

町内に居住する外国人人材相互の交流や、地域における活動支援を進めるとともに、受け入れ企業に対する支援を行うなど、外国人人材を取り巻く環境の整備に取り組みます。

〔関連する主な事業〕

- ◆女性が働きやすいまちづくりの推進
- ◆農林業への就業について広域的PRの推進
- ◆町有宿泊施設等の指定管理施設の運営活性化 など
- ◆農林業の後継者育成制度の整備
- ◆地元就職サポート支援

+ (プラス) デジタル

▶IT スキルを持った企業の誘致や、リモートワークなどの新しい就業環境の整備などによる、新規分野の開拓に向けた検討を進めます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
町内企業へのU・Iターン就職者数	0人	5年間で5人
コワーキングスペース等のテレワークに適した環境の整備	0箇所	5年間で2箇所

基本目標 2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる ～子どもの未来を支え、安心して子育てができるまちをつくる～

>>> めざす方向

核家族化や共働き世帯の増加に伴い、子育てに係るニーズは増大・多様化しており、きめ細かな対応が求められています。そのため、子どもを産み育てやすい環境づくりを充実させ、若い世代の出産・子育てに関する希望が実現できるよう、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない包括的な支援と、地域で子育てを支える仕組みづくりを推進します。

加えて、本町の特色を生かした学校教育及び教育環境の充実を図ることで、子どもの未来を支え、安心して子育てのできる、子育て世代の若者に選ばれるまちづくりを進めます。さらに、生涯学習や文化芸術・スポーツの振興を通じて、すべての世代が心豊かで文化的な暮らしを営むことができるまちづくりを目指します。

【現状・課題】

- 「こどもまんなか社会」の実現をめざし、子どもの最善の利益が尊重され、子育てに関わるあらゆる人々が子育て中の家庭を応援し、子どもが育てやすい、また子ども自身がのびのびと健やかに育つことのできるまちづくりが求められています。
- 本町の将来を担う人材育成に向けて、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力などの「生きる力」を育む特色ある教育活動や、学校施設の整備・充実など、総合的な学校教育環境の充実が求められています。
- 学校・家庭・地域における課題や価値観を共有し、相互の教育力を連携することにより、地域が一丸となった教育を進めることが重要です。また、明日の本町を担う青少年が心身ともに健やかに育成されるよう、全町的な体制のもとで青少年健全育成活動を進めることが必要です。
- 本町に暮らすあらゆる人が、あらゆる機会に、あらゆる場所において、自身の要望に応じた生涯学習を行うとともに地域に還元できるよう、総合的な学習環境の整備が求められています。また、地域文化の継承・創造に向けた、有形・無形の貴重な文化財の保存・活用・継承を進めることが必要です。
- すべての住民が、生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行い、日々元気に暮らすことができるよう、スポーツ活動の場と機会の充実が求められています。

数値目標	目標値
合計特殊出生率	令和11年に2.07

施策1＞ 子育て支援の充実

(1)子育て支援に関する指針の見直し

これまでの取組を踏まえたさらなる少子化対策、子育て支援を推進するため、今後の国の施策の動向等を注視しつつ、「こどもまんなか社会」をめざした子育て支援に関する指針の見直しを図ります。

(2)健やかに生み育てる環境づくり

- ① 母子保健推進員の協力のもと、母子保健体制の充実をはじめ、子どもと母親の健康の確保に向けた施策を推進します。
- ② 望ましい食習慣の定着に向け、啓発や情報提供の充実を通じ、食育を推進します。
- ③ 性教育の推進や喫煙・飲酒・薬物の有害性の啓発、相談体制の充実など、思春期保健の充実を図ります。
- ④ 近隣市町の医療機関との連携のもと、小児医療体制の充実に努めるとともに、かかりつけ医づくりを促進します。
- ⑤ 県や医療機関との連携のもと、不妊治療や産前産後の支援に関する情報提供、相談体制の充実を図るとともに、任意ワクチンの助成を検討します。
- ⑥ 子育て支援にかかる取組の情報発信については SNS を積極的に活用した取組を検討するなど、若い世代の実情をふまえて取り組みます。

(3)子育てを支援する仕組みづくり

- ① ニーズに応じた、より柔軟な支援サービスの実施検討をはじめ、子育て情報の提供や子育てサークル活動等への支援、相談体制の充実など、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。
- ② 住民への児童虐待防止に関する啓発や要保護児童のいる家庭への相談支援の充実など、要保護児童への支援の充実を図ります。
- ③ 高等学校卒業まで期間を拡大した子ども医療費の助成など、子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

(4)仕事と子育てを両立させる社会づくり

- ① 多様化する保育ニーズに対応した保育内容・サービスの充実、そのための保育士の確保及び資質の向上に取り組み、保育所の充実を図るとともに、放課後児童クラブ（学童クラブ）の充実を図ります。
- ② 女性の活躍促進の観点から、女性が働きやすい環境づくりに向けた啓発や育児休業制度の周知、男性の育児参加を促すための啓発や学習機会の提供など、仕事と子育ての両立と男性の子育て参加の促進に努めます。

(5)次代を担う心身ともにたくましい人づくり

- ① 家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実及び講座の実施、次代の親の育成に向けた思春期学習の機会の提供など、家庭教育の充実を図ります。

- ② 学校施設の整備や教育内容・方法等の工夫などにより、魅力ある学校教育を推進します。
- ③ 豊かな心を育むための教育・指導の推進や相談活動の推進など、子どもの心に対する支援を推進します。
- ④ 青少年健全育成活動の推進やその指導者の育成、自然体験活動の促進など、児童の健全育成活動を推進します。

(6)子どもが安全に育つ安心なまちづくり

- ① 既存施設・遊具の整備充実など、子どもの遊び環境の整備を進めます。
- ② 安全な道路交通環境の整備や有害環境対策の推進など、子どもを取り巻く生活環境の整備を推進します。
- ③ 子どもの防犯・学校安全・交通安全対策の充実や、被害にあった子どもに対する相談の充実など、子どもの安全確保に努めます。

(7)若者の出会いの機会ならびに結婚後の支援の充実

結婚を希望する若者に対して、出会いの場や機会づくりの積極的な支援を行います。また、結婚後の町内居住に向けた支援を行います。

【関連する主な事業】

- ◆子育て環境の整備（・子育て支援サークルの創設支援 ・子育て支援センターの充実 ・児童公園等の整備 ・子ども誰でも通園制度の推進 ・保育所の園庭開放の推進）
- ◆保育サービス等の充実（・全園児に対する保育所給食費の無料化等 ・民間保育施設に対する運営費の補助）
- ◆多子世帯への子育て支援（・保育料の軽減 ・学校給食費助成） ◆里親制度の推進
- ◆不妊治療に対する支援の充実 ◆子育て支援施策の情報発信
- ◆子育て家庭への経済的支援の充実（・赤ちゃん出生祝い金の支給 ・すくすく赤ちゃん紙おむつ費用の助成 ・子ども医療費の助成 ・新生児聴覚検査費の助成 ・チャイルドシート購入費の助成）
- ◆学童保育の充実 ◆ファミリー・サポート・センター事業 ◆育英奨学金の貸与
- ◆結婚を希望する若者の出会いの機会の充実、町内居住に向けた支援（・婚活イベント等の実施 ・結婚新生活支援 ・若者空き家活用支援） など

+ (プラス) デジタル

▶母子手帳の電子化など、導入のための検討を進めます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
乳幼児健診受診率	97.2%	100.0%
子育て支援センターの延利用者数	3,001人	3,200人

施策2＞ 生きる力を育む学校教育の推進

(1) 生きる力を育む特色ある教育活動の推進

- ① 確かな学力の育成に向け、指導体制の充実及び小・中学校の連携強化のもと、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得はもとより、地域の特性・資源、人材等を生かした特色ある教育・学校づくりを推進するとともに、ALTの活用等による外国語教育の充実をはじめ、情報教育、環境教育、キャリア教育など社会変化に対応した教育の充実を図ります。
- ② 豊かな人間性の育成に向け、人権教育や道徳教育、福祉教育の充実を図るとともに、ふるさと学習に取り組みます。
- ③ いじめや不登校などの心の問題に対し、スクールカウンセラーを配置・充実するなど、相談・指導体制の充実を図るとともに、多様な居場所のあり方について検討を進めます。
- ④ 健康・体力の育成に向け、体育、健康教育の充実をはじめ、関連機関が一体となった食育の推進、地産地消もふまえた学校給食の推進、部活動の充実を図ります。
- ⑤ 特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。
- ⑥ 学校司書の巡回や先端技術の導入により、学校図書室の充実・利便性向上を図ります。

(2) 安全教育、安全管理の充実

- ① 学校における安全教育と安全管理は、密接に関連させながら一体的に進める必要があることから、安全管理による一層安全な環境づくりを推進するとともに、安全教育によって、児童・生徒が安全な行動を実践することにより、学校安全活動の効果をより一層高めていきます。
- ② 災害や突発的な事故が発生した場合に適切に対応できるよう、学校内における危機管理体制の確立をはじめ、東海・東南海・南海地震や集中豪雨に備えた多様な防災教育・避難訓練等の実施、保護者や地域住民による登下校時の安全対策の充実を促進するなど、総合的な子どもの安全対策を推進します。

(3) 学校施設の整備充実

- ① 人口減少や少子化等、社会情勢の変化に伴う児童・生徒数の減少を勘案すると同時に、教育環境の充実をめざして、町立小・中学校の再編を進めています。また、老朽化への対応や安全管理の強化、バリアフリー化に向け、学校施設の整備充実を計画的に推進します。
- ② 情報教育のためのパソコン等の機器の更新や ICT 機器の整備など、新しい教育内容の充実に即した整備を図ります。
- ③ 町立小・中学校の再編を踏まえながら、教育環境のさらなる充実に向けた環境整備に取り組みます。

(4)子ども読書活動の推進

次世代を担う子どもが、生涯において多くの本に親しみ、心豊かにたくましく「生きる力」を育ていけるよう、読書の楽しさや重要性の理解を促進すべく学校司書の活用を進めるとともに、いつでも読書に親しめる環境づくりを進めるなど、子どもの読書活動を計画的に推進します。

〔関連する主な事業〕

- ◆生きる力を育む教育活動の推進 ◆信頼される学校づくり
- ◆食育の充実（・小中学校における学校、家庭、地域が連携した食育の推進）
- ◆地域愛を育てる地域学習の充実（・各地区の地域学習を深め、地元の良さを再発見 ・「わが町探訪」の実施）
- ◆「地域未来塾」の実施
- ◆総合的な子どもの安全対策の推進（・通学路の要対策箇所における安全確保 ・登下校時の安全確保 ・防災教育、避難訓練等の実施）
- ◆学校施設の整備及び充実（・特別教室の空調整備） など

+ (プラス) デジタル

- ▶読書推進の活性化を図るため、電子書籍のさらなる活用を推進します。
- ▶連絡システムアプリの導入により、学校と保護者の緊急時の連絡手段として活用するとともに、安全管理の充実を図ります。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
将来の夢や目標を持っている児童の割合（小学校）	83.6%	85.0%
将来の夢や目標を持っている生徒の割合（中学校）	69.8%	72.0%
学校に行くのが楽しいと思う児童の割合（小学校）	96.7%	97.0%
学校に行くのが楽しいと思う生徒の割合（中学校）	83.7%	85.0%
朝食を食べる児童の割合（小学校）	90.1%	93.0%
朝食を食べる生徒の割合（中学校）	90.7%	93.0%

施策3＞ 学校・家庭・地域が連携した教育の推進、青少年の健全育成

(1)コミュニティ・スクールの充実

地域との協働を推進し、さまざまな課題解決を図りながら子どもを育む活動を展開するため、「地域に開かれた学校」からさらに一步踏み出した「地域とともにある学校」に向け、コミュニティ・スクールの推進を図ります。

また、運営協議会の連携を図りながら、情報共有を促進します。

(2)青少年の体験・交流活動の推進

社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力を養う観点から、体験・交流活動を推進しつつ、大学など他団体と連携した活動にも取り組みます。

(3)家庭・地域の教育力の向上

- ① 家庭教育に関する講座・教室の開催や広報・啓発活動の推進、放課後の子どもの居場所づくりなどを通じ、家庭や地域の教育力の向上に努めます。なお、放課後の居場所づくりについては、柔軟な運営について検討します。
- ② 家庭と学校、地域の連携を図ることにより、教育・保健・福祉の一体となった支援体制を構築します。

(4)青少年団体の育成

ジュニアリーダークラブや父母クラブなどの青少年団体等の育成に努めるとともに、青少年の団体への参加を促進します。

(5)青少年健全育成体制の充実

各種の健全育成活動を総合的かつ効果的に推進するため、青少年健全育成町民会議の一層の充実を促進するとともに、関係機関・団体、学校、家庭、地域、行政等の連携を一層強化し、町が一体となった健全育成体制の確立を図ります。

(6)健全な社会環境づくり

青少年補導委員会やPTA連絡協議会などの関係団体を中心とした非行防止活動やパトロール活動など、各種活動を促進するとともに、広域的連携のもと、健全な社会環境づくりを進めます。

(7)不登校やひきこもりへの支援

広域的な連携の推進により、不登校やひきこもりへの相談支援に取り組みます。

〔関連する主な事業〕

- ◆コミュニティ・スクールによる学校運営への参画
- ◆訪問型家庭教育支援事業による家庭教育の支援体制の構築 など

+ (プラス) デジタル

▶ 健全な社会環境づくりに向けたデジタルの活用を検討します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
訪問型家庭教育支援の訪問対象学年数	2 学年	3 学年
青少年体験活動の参加者数	117 人	120 人
ジュニアリーダークラブの会員数	10 人	15 人
ジュニアリーダークラブにおける新しい取組の数	0 件	5 年間で 2 件

施策4＞ 生涯学習の推進

(1)生涯学習環境の整備充実

- ① 各地区公民館、日高川交流センターをはじめとする生涯学習関連施設の適正な維持管理とともに、ニーズに応じた柔軟な運用を行い、有効活用を図ります。
- ② 各施設における図書室については、蔵書の充実や各図書室の連携強化をはじめ、読書活動の拠点としての機能強化及び利用促進に努めます。

(2)公民館図書室の充実

住民の多様な学習ニーズに応えるため、生涯学習の基盤施設として資料の収集や整理、保存を進めるとともに、公民館図書室の蔵書をオンラインで予約できるシステムを構築するなど、公民館図書室の利便性向上に努めます。

(3)講座・教室等の学習支援の充実

- ① 地域振興や活性化に資する学習機会の場を提供するため、地域住民の身近な学習・交流の場として講座・教室等の開催に継続して取り組みつつ、時代とともに多様化するニーズに応じた取組を積極的に進めます。
- ② 住民ニーズを適切に把握しながら、リモートワークの実現に向けた講座の実施など、先端技術の利活用に向けた講座等の実施について検討を進めます。

(4)担い手の育成・確保

多様な分野における担い手やボランティアの育成・確保に努めるとともに、登録・派遣体制の整備を図り、担い手の有効活用を進めます。

(5)関係団体等の育成

社会教育関係団体や学習グループの育成、公民館支館及び各地区における活動の促進に努め、住民の自主的な学習活動、地域ぐるみの学習活動の活発化を促します。

〔関連する主な事業〕

- ◆日高川交流センターを拠点とした文化交流の推進
- ◆公民館図書室の設備拡充と利用者数の拡大
- ◆「公民館講座」等の実施による生涯にわたる学習活動の支援
- ◆地域振興のための独自の取組に対する支援 など

+ (プラス) デジタル

- ▶ SNS の活用も含めた広報活動を展開し、より多くの人に情報を届けるとともに、関連事業の参加者の増加に努めます。
- ▶ デジタル技術の積極的な活用により、公民館図書室の利便性向上を図ります。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
生涯学習関連施設の稼働率	90%	92%
日高川交流センターの利用者数	16,670 人	20,000 人
社会教育・公民館における教室・講座の開催件数	15 講座	20 講座

施策5＞ 文化芸術活動の振興と地域文化の保存・活用・継承

(1)文化施設の整備と芸術文化の振興

文化施設の計画的な整備とともに、文化協会をはじめとする文化芸術団体・サークルの育成を図ります。さらに、団体間の交流や新規会員の確保に向けた取組の促進、指導者の育成・確保に努め、住民主体の文化芸術活動の振興を図ります。

(2)文化財の保存・活用の推進

- ① 指定文化財の適切な保存・活用、ならびに保存の場の確保に努めるとともに、その他の文化財についても調査を推進し、重要なものについては新規指定による保存・活用を進めます。
- ② 各地域の祭礼や伝統芸能、伝統行事についても、保存団体や後継者の育成等を通じて積極的にその保存・継承に努めます。
- ③ 文化財に関する講座・教室の開催や積極的な啓発活動の推進、学校教育との連携等を通じ、住民が文化財にふれあう機会の充実と意識の高揚に努めます。
- ④ 文化財のデジタル化・アーカイブ化に向けた基盤整備を進めることで、住民が文化財をより身近に感じられる機会の充実を図ります。

(3)青少年の文化活動の推進

子どもの人格形成期における文化活動の重要性に鑑み、学校、地域、文化団体等との連携を重視した多様な取組を進め、青少年の文化活動のさらなる活性化を図ります。

(4)歴史資料館の運営管理と情報の発信

美山歴史民俗資料館や中津郷土文化保存伝習館、西鶴記念交流館について、施設の適正管理や展示内容の充実、学習機会の提供等を進めるとともに、町内外へのPRに努め、利用促進に努めます。

また、関西が誇る豊かな文化に接することのできる機会である「関西文化の日」に参画することにより、日高川町の発信とともに来館者数の増加、広域的な文化意識の高揚に努めます。

(5)町史の編纂

町史の編纂に向けた取組を検討します。

〔 関連する主な事業 〕

- ◆「文化講座」等の実施による生涯にわたる学習活動の支援 など

+ (プラス) デジタル

- ▶文化・芸術活動の振興に向けた情報発信について、より積極的にデジタル化に努めます。
- ▶文化財のデジタル化・アーカイブ化に向けた基盤整備を進めます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
文化関連施設の稼働率	1.0%	10.0%

施策6＞ 元気を生み出すスポーツの振興

(1)スポーツ施設の整備充実と利用促進

多様化する利用者ニーズの的確な把握に努めるとともに、スポーツ・文化施設の整備充実を図ります。さらに、合宿の受け入れやスポーツ観光に向けた取組を推進し、一層の利用促進に努めます。南山スポーツ公園については、令和5年度に新設したジョギングコースの利用促進を図ります。

(2)スポーツ団体、指導者の育成

住民主体のスポーツ活動の一層の活発化を促進するため、総合型地域スポーツクラブや体育協会、スポーツ少年団などのスポーツ団体の育成を図るとともに、スポーツ推進委員などの指導者の育成・確保に努めます。

(3)多様なスポーツ活動の普及・促進

- ① 啓発活動の推進やスポーツ情報の収集・提供を図り、住民のスポーツ及び健康づくりに対する意識の高揚に努めます。
- ② 幅広い年齢層が気軽に参加できるニュースポーツから競技スポーツまで、多様なスポーツ活動・健康づくり活動の普及に向け、体育協会等と連携し、各種スポーツ教室・大会、健康づくり教室等の内容の充実と参加の促進に努めるとともに、地域におけるスポーツ活動及びスポーツを通じた世代間交流を促進します。
- ③ アスリートの育成に向け、全国大会出場への支援やスポーツ表彰などを行います。
- ④ スポーツ推進委員との連携を強化し、ニュースポーツの普及に向けて取り組むとともに、広報紙やホームページ等のあらゆる媒体を活用した情報発信によって住民意識の高揚を図ることで参画を促すなど、スポーツ人口の拡大を図ります。

〔関連する主な事業〕

- ◆南山スポーツ公園を拠点としたスポーツの振興
- ◆「スポーツ教室」等の実施による生涯にわたる学習活動の支援 など

+ (プラス) デジタル

- ▶スポーツ施設の利用状況をホームページ等で検索できるよう検討を進めます。
- ▶スポーツ施設の効率的な管理に向け、デジタル技術の導入を検討します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
スポーツ施設の稼働率	39.7%	45.0%
スポーツ少年団の団員数	66人	70人

基本目標 3 地域への人の流れをつくる

～「ふるさとに帰る」「新たに訪れる」選ばれるまちをめざす～

>>> めざす方向

本町ならではの、豊かで多彩な自然環境をはじめとする地域資源を積極的に活用し、交流人口・関係人口等の増加を図りながら、来訪者が定住を考えるきっかけづくりを進めます。

また、都市部から本町への移住・定住に結びつけるため、定住促進策として、低廉で質の高い住宅の供給を促進するとともに、積極的な情報発信に努めます。

さらには、地元へ愛着や誇りを感じられるよう、地域の魅力を再発見し共有する取組などを進めることにより、「ふるさとに帰る」「新たに訪れる」選ばれるまちをめざします。

【現状・課題】

- 本町においては、若者の都市部への流出が大きな課題となっており、地元に住み続けたいと思える魅力的な環境づくり、住民意識の醸成、そして将来、地元へ帰りたいたと思わせるきっかけづくりを進めることが重要です。
- 移住・定住の促進、快適で安全・安心な居住環境づくりに向けて、良好な住宅地の形成とともに、町営住宅の有効活用と民間開発の適切な誘導が求められています。
- 住民の生活にとって身近な、いこいの場や子どもの遊び場としての公園の整備状況は十分といえない状況です。いこいの場、交流の場、子どもの遊び場の確保、花と緑に囲まれた快適な環境づくりに向けて、公園・緑地・水辺の整備充実が必要となっています。
- 本町には、日高川をはじめとする自然資源や、道成寺や笑い祭に代表される歴史文化資源、農林業資源、温泉施設等、多彩で魅力ある観光・交流施設があり、魅力ある観光地を形成にしています。引き続き、本町の特長・資源を十分に生かしながら、多様化する観光ニーズに対応した多面的な取組を進めていくことが必要です。

数値目標	目標値
純移動数（転入者から転出者を引いた値）	5年間で50人

施策1＞ 住環境の維持・向上ならびに移住・定住施策の推進

(1)良好な住宅地の形成

- ① 町の活力向上、快適・安全・安心な居住環境づくりに向け、農地の保全を図るとともに民間開発と適切な連携を図るなど、良好な環境の住宅地の形成を進めます。
- ② 町が保有する未利用の宅地適合地の有効利用に向け、民間との連携を図りながら、集落に点在する未利用の住宅用地の流動化に努めます。
- ③ 東海・東南海・南海地震に備え、関係機関との連携のもと、既存住宅等の耐震診断や耐震改修等の支援を強化します。

(2)移住・定住促進のための住宅施策の検討・推進

- ① 町内に定住を希望する若者、I・J・Uターン者等の新規定住希望者や、二地域居住者に対する空き家情報の提供や相談を行います。
- ② 民間事業者との連携のもと、住宅建設の支援や宅地の取得など、定住促進のための効果的な支援施策を検討・推進します。
- ③ 若者の定住を促進するための施策を充実させます。

(3)空き家対策の推進

- ① 空き家調査の結果に基づき、空き家の状況を把握するとともに、適切な管理や利活用に向けた情報発信に取り組むなど、積極的な展開を図ります。
- ② 先端技術を活用しつつ、空き家バンク情報の発信強化に取り組みます。
- ③ 積極的な空き家活用事例の発信等により、若者や子育て世代への空き家の利活用の推進を図ります。
- ④ 老朽化した空き家によるリスクを低減するため、撤去の促進等に取り組みます。また、そのことにより、土地の流動化を促します。

(4)町営住宅の整備・維持管理

既存住宅について、適切な維持・管理はもとより、老朽化に対応した建て替えや除去、バリアフリー化など、福祉的視点に立った改修とともに、移住者や若者等の定住に向けた利活用の方針の見直しを検討するほか、空き住宅については防災面での利用や災害時の避難先など、多目的な利用を進めます。

(5)移住・定住促進に向けた取組の充実

本町への移住・定住促進を図るため、移住ポータルサイトや各種 SNS 等による情報発信とともに、子育て世帯や若者世帯の移住・定住意欲を高めるような取組を推進します。

また、地域おこし協力隊制度やその他の国の制度の積極的な活用に努めます。

(6)「ふるさとに帰る」「ふるさとで暮らす」ための取組の推進

若者がふるさとで暮らすことができる環境を整えるため、都会で暮らす学生や若者のUターン支援や地域情報の発信を強化するとともに、ふるさとに愛着や誇りを持てるような取組を進めます。

また、子どもたちが地元を大切に思い、将来ふるさとで暮らしたいと思えるよう、広報ならびに子ども自身で町の魅力を発信する活動や教育・体験プログラム等を通じて地域とのつながりを深める取組を推進します。

〔関連する主な事業〕

- ◆定住促進のための住宅施策の推進（・若者空き家活用支援 等）
- ◆移住者受け入れの推進（・空き家の有効活用 ・定住支援員の配置・活用 ・お試し移住施設の活用、利用促進 ・移住情報の発信 ・都市部での移住相談会 等）
- ◆「日高川移住受入協議会」との連携（・移住者と地域住民による交流の場の提供 等）
- ◆老朽化している町営住宅への対応と空き住宅の積極的な活用
- ◆地域おこし協力隊制度等の積極的活用
- ◆ふるさと教育プログラムの実施等（・地域の歴史や文化、仕事等を学ぶワークショップの開催 ・子どもや若者が町の未来を話し合う場の提供 など） など

+ (プラス) デジタル

- ▶移住・定住に向けた双方向の情報発信に努めます。
- ▶空き家バンクにおける登録物件のVR内覧（360度）を実施します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
空き家バンクへの登録件数	13件	5年間で70件
空き家の活用件数	11件	5年間で50件
移住希望者の地域案内の件数	34件	5年間で250件

施策2＞ 公園・緑地・水辺の整備

(1)公園・緑地・水辺整備の検討・推進

全町的な視点に立ち、社会経済的背景とともに子育て世代を中心とした住民ニーズの動向を勘案し、また、観光的活用も視野に入れ、集落内における身近な公園や、河川や森林等を生かした特色ある親水・親緑空間等の整備について検討・推進します。

(2)既存公園の整備充実と管理体制の充実

老朽化への対応や利用率の向上、安全性の向上に向け、既存公園の施設・設備の定期的な点検と整備充実を進めるほか、地域住民や各種団体等による公園・緑地等の維持管理を促進します。

〔関連する主な事業〕

- ◆かわべ天文公園再整備工事
- ◆町内公園の整備および維持管理

+ (プラス) デジタル

▶公園の利用促進についてデジタル技術の活用を検討します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
かわべ天文公園利用者の満足度	—	80.0%

施策3＞ 観光の振興

(1)観光振興体制の整備

観光施設の指定管理者や観光協会等との連携を強化し、多様な観光振興施策を総合的、計画的に推進する体制整備を図るとともに、観光協会の育成・強化に取り組みます。

(2)観光・交流資源の充実とネットワーク化

- ① 道成寺や笑い祭、ヤッホーポイント、温泉施設、キャンプ場をはじめとする既存の観光・交流資源について、関係機関・団体や民間との連携のもと、観光ニーズの動向や老朽化の状況等に即して整備充実を進め、一層の機能強化と有効活用に努めます。特にスポーツ施設を活用したスポーツ観光や自然を活かしたアウトドア観光の振興に向けた取組を進めます。
- ② 豊かな自然や歴史文化資源、特産品等で、まだ十分に活用されていない資源を掘り起こし、新たな観光・交流の魅力として磨き上げます。また、その推進にあたっては SNS を活用するなど、プロセスも含めた参加型の取組として行います。
- ③ 町内の観光・交流資源をネットワーク化した観光ルートの設定や観光案内板の整備、バス交通との連携等を進め、観光客が町内を周遊できる環境づくりに努めます。
- ④ 人こそが重要な観光・交流資源であるという視点に立ち、住民及び観光関連事業者のおもてなし力の向上に向けた啓発活動等を推進するとともに、観光ボランティアや語り部の育成に努めます。
- ⑤ 案内板や刊行物等の外国語併記、役場窓口をはじめとする各公共施設における外国人への対応の充実、民泊の拡大促進など、外国人が訪れやすく住みやすい環境整備を推進します。

(3)体験・滞在型観光メニューの充実と受け入れ体制の整備

一般社団法人紀州体験交流ゆめ倶楽部等の関係団体や住民との協働のもと、農林業体験をはじめ、歴史体験、食文化体験、炭焼き体験、工芸品づくり体験など、本町ならではの体験メニューの充実に向けた取組を後押ししつつ、体験型ふるさと納税への展開につなげます。また、民泊受け入れ家庭等の確保や組織・人材の育成など、メニューに応じた受け入れ体制の整備を支援し、体験・滞在型観光の展開、修学旅行の誘致に努めます。

(4)産品展示販売所の充実・活用

町内のふるさと産品展示販売所については、地元特産品のアンテナショップとしての活用を推進します。また、商品の充実に努めるとともに、生産者と消費者のお互いの顔がみえる交流の場としての活用をめざします。

(5)日高川の観光的活用

日高川漁業協同組合等、関係機関との連携のもと、アユやアマゴなどの放流事業の促進、河川環境や魚類の生息環境の保全等を図り、川釣りのメッカとしての機能の維持・充実に努めます。また、川遊びの場としての活用を進めるなど、日高川の観光・交流資源としての総合的活用を図るとともに、安心・安全の啓発に努めます。

(6)観光 PR 活動の強化

- ① 観光協会等との連携のもと、パンフレットやポスター、ホームページ、SNS、マスコミなどの多様なメディアを活用し、全国に向けた観光 PR 活動を展開します。また、民間とのタイアップ等により、各種大会や合宿、ツアー、イベントの誘致を進めます。
- ② 農林水産物や加工品等、町の特産品を PR するため、各種物産展への出店を行います。

(7)広域観光体制の充実

県や周辺市町との連携のもと、近畿自動車道紀勢線や国道 424 号など広域道路網の整備等を見据えた広域観光ルートづくりや広域的な集客活動の展開を図ります。

〔関連する主な事業〕

- ◆観光資源の活用と情報発信の推進
- ◆スポーツ合宿誘致の推進
- ◆本町の魅力を引き出す観光地域づくり（・アウトドア観光の定着化 ・低山トラベルの推進 ・新たなお土産の開発）
- ◆有名企業とのタイアップの推進 など

+ (プラス) デジタル

- ▶町ホームページや SNS 等の活用による積極的な情報発信に努めます。
- ▶デジタル技術を活用した観光資源の開発を検討します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
観光入込客数	512,839 人	750,000 人
町内キャンプ場の利用件数	2,611 件	5 年間で 15,000 件
新規掘り起こし・磨き上げた観光資源の数	0 件	5 年間で 5 件

基本目標 4 安心・安全な暮らしを実現する

～子どもから高齢者まで、誰もが住み続けたいまちをつくる～

>>> めざす方向

東海・東南海・南海地震や、近年増加傾向にある集中豪雨とそれに伴う土砂災害などから住民の命と財産を守るため、防災基盤の強化を図るとともに、住民意識の醸成を図ります。さらに治安維持と交通安全の確保に取り組むなど、安心・安全なまちづくりを進めます。

また、住民の健康づくりや医療体制、地域福祉の充実、高齢者福祉の向上を図るなどにより、子どもから高齢者まで、全ての世代が安心して暮らせる環境を整備し、住民一人ひとりが「住み続けたい」「日高川町に住んでよかった」と実感できるまちづくりを推進します。

【現状・課題】

- 東海・東南海・南海地震等の発生が懸念される中、昭和 28 年紀州大水害、平成 23 年紀伊半島大水害及び東日本大震災等の発生を踏まえつつ、災害や危機に強い安全・安心なまちづくりが求められています。消防力のさらなる強化を図るとともに、地域防災計画に基づいた、総合的な防災・減災体制の確立と危機管理体制の充実が必要です。
- 交通事故や犯罪のない、安全で住みよいまちづくりのために、関係機関・団体との連携とともに、交通安全・防犯対策のさらなる充実が求められています。
- 安全・安心な水の安定供給に向けて、水道施設の適正な管理とともに、日高川の水質保全と美しく快適な住環境づくりが求められています。
- 住民一人ひとりが健康寿命を延ばし、生涯にわたって元気に暮らせるよう、計画的な保健サービスを提供するとともに、町内外の医療機関との連携による地域医療体制を講じていくことが重要です。
- すべての住民が、住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らせるよう、多くの主体が積極的に参画・協働する地域福祉体制の整備が求められています。
- すべての高齢者が尊重され、明るく元気に安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの充実に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。
- 障がいのある人が社会の一員として自立し、地域の中で支え合い、ともに生きることができるよう、総合的、計画的に取組を進めていくことが重要です。

具体的目標

地震、風水害、土砂災害から住民の命と財産を守る

施策1＞ 消防・防災の充実

(1)消防団等の充実

- ① 住民の理解と協力を求めながら、消防団及び行政が一体となって団員確保に取り組むとともに、研修・訓練の推進による団員の資質向上等に努め、消防団の充実を図ります。
- ② 婦人防火クラブに対しては、災害時には自主防災組織と連携した活動が行えるよう、日頃から避難所運営や炊き出し等の訓練に取り組みます。
- ③ 防災士資格の取得を促進することにより、平常時より災害に対する意識の向上を図り、災害時における地域防災リーダーの育成に努めます。
- ④ 各地区の防災訓練等を通じて、若者世代との連携を進めることにより地域防災力の向上に努めます。

(2)常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、職員の資質向上や施設・設備の充実等を進め、日高広域消防事務組合による常備消防・救急体制の充実を図るとともに、関係自治体との協調のもと、常備消防のさらなる広域化に向けた取組を進めます。

(3)消防施設・設備の整備

老朽化や能力不足等の状況に応じ、消防ポンプ自動車や詰所、消火栓や防火水槽などの消防水利をはじめとする各種消防施設・設備の計画的な更新を図ります。

(4)総合的な防災・減災体制の確立

昭和28年紀州大水害、平成23年紀伊半島大水害及び東日本大震災等を教訓として、町地域防災計画等の指針に基づいた、総合的な防災・減災体制の確立に向けて取り組みます。特に、ハザードマップの更新ならびにその周知、災害時のドローンの利活用や情報伝達手段の一層の充実、防災倉庫の整備・効率的な管理、自主防災組織の実質的な活動の促進、避難行動要支援者の避難支援体制の充実等を重点的に進めます。

また、日高川町防災・行政情報アプリの運用・周知の推進により、平常時・非常時における効率的・効果的な情報の受発信に努めます。

さらに、広域的な防災・減災対策として、周辺地域における高速道路のサービスエリアを、大災害時における緊急避難所や救急物資の集積・搬送の拠点、緊急医療活動の拠点として整備することを関係機関に提言していきます。

(5)治山・治水対策の促進

水害や山地災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、日高川水系河川整備計画の事業実施の早期着工、本流の日高川の改修工事や支流である堂閉川・矢田川等の整備を行うなどの河川改修を推進するとともに、砂防事業の推進、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進します。

(6)武力攻撃等緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画の見直しの検討を進めるとともに、情報提供や関係機関の連携協力などの取組を進めます。

〔関連する主な事業〕

- ◆災害に耐え得るまちの基盤強化
- ◆風水害への適切な対策
- ◆避難道路、避難施設の整備
- ◆日高川の最大洪水から生命財産を守る河川整備事業の促進
- ◆土砂災害の未然防止策の推進
- ◆災害に備えてのため池整備及び情報提供
- ◆住民に対する防災の啓発及び各家庭における地震対策の推進 など

+ (プラス) デジタル

▶ドローンの活用をはじめ、消防・防災体制の充実につながるデジタル活用の検討を進めます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
避難訓練実施地区数	40 地区	70 地区
防災訓練への参加者数	1,539 人	2,700 人

施策2＞交通安全・防犯の充実

(1)交通安全に関する啓発等の推進

警察や関係団体等との連携のもと、交通指導體制の充実を進めながら、各年齢層に応じた効果的な啓発活動や交通安全教育を推進し、住民の交通安全意識の向上を図ります。

特に高齢者の交通事故防止の観点から、警察や町交通指導委員会、交通安全協会と連携を図り、老人クラブ等に対する交通安全啓発活動を進めます。

(2)交通安全施設の整備

- ① 地域住民との連携のもと、危険箇所の点検・調査を行いながら、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備を計画的に進めます。
- ② 通学道路等の歩道整備を推進し、通学路合同安全点検の実施と対策の検討を図ります。

(3)事故や犯罪の起こりにくい環境づくり

道路や公園などの公共空間における見通しの確保や死角の解消に向けて取り組むなど、事故や犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。

(4)防犯に関する啓発等の推進と防犯活動の促進

警察や関係団体等との連携のもと、パトロール活動や啓発活動等を推進し、住民の防犯意識の高揚や自主的な防犯・地域安全活動の促進を図るほか、活動の活発化に向け、自治防犯組織の育成に努めます。

(5)SNS 等による犯罪に対する啓発等の推進

近年、世代を問わず普及している Instagram や LINE、X 等のソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) を利用した犯罪が増加しています。こうした犯罪は、自分自身が被害者になるだけでなく、意図せず加害者となってしまう危険性も指摘されています。そのため、消費者相談窓口の充実を図るとともに、警察等関係機関との連携のもと、啓発活動を通じ、被害や加害の未然防止に努めます。

(6)防犯灯及び防犯カメラの設置促進

夜間の通行の安全性確保と犯罪の未然防止のため、各地区における LED 防犯灯の設置支援と防犯カメラの設置を促進するとともに、対策状況の発信に努めます。

(7)犯罪被害者への対応

犯罪被害に対する速やかな対応を図るため、積極的に関係機関との連携を図ります。

(8)消費者支援の充実

- ① 県消費生活センター等関係機関との連携のもと、広報紙やCATV、パンフレット等の活用、講座・教室の開催等を通じ、消費者への啓発、消費生活情報の提供を図ります。
- ② 被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費生活センター等関係機関との連携のもと、相談体制の充実に努めます。

〔関連する主な事業〕

- ◆高齢者の交通安全対策（・サポートカーの推進　・交通安全教室の開催）
- ◆防犯カメラの設置　　など

+ (プラス) デジタル

- ▶アプリを通じて、交通安全・防犯の充実にに向けた情報発信に努めます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
交通安全教室の実施回数	10回	10回

施策3＞ 上下水道の整備

(1) 水道施設の整備充実と適正管理

- ① 上水道事業における水道施設を常に良好な状態に保つよう、計画的な更新及び耐震化を住民の理解を得ながら進めるとともに、安全で安心な水道水を安定的に供給し続けるため、経営の効率化に努め、安定経営をめざします。
- ② 地元管理の飲料水供給施設等については、施設の維持管理支援の充実を図ります。
- ③ 非常時の緊急的な修繕・管理対応ならびに、将来的に地域経済を維持・増進していく観点から、地元事業者の確保に努めます。

(2) 水質の安全確保

水源周辺の環境保全を図り、水源水質の保全に努めるとともに、定期的な水質検査を実施し、水質の安全確保に努めます。

(3) 集落排水施設の適正管理と加入促進

農業集落排水施設・林業集落排水施設を整備した地区において、施設の計画的な更新及びその適正管理に努めるとともに、加入を促進します。

(4) 合併処理浄化槽の設置促進

集落排水事業の集合処理施設のない地区において、合併処理浄化槽の設置を促進します。

〔 関連する主な事業 〕

- ◆水道施設の耐震化 ◆農業集落排水処理施設の機能強化
- ◆単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び集落排水への接続の推進 など

+ (プラス) デジタル

- ▶配水池、浄水場、配管等の劣化の予兆診断にデジタル技術を活用します。
- ▶上下水道管理システムの効率化を、適宜進めます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
上水道管の耐震適合率	43.9%	50.0%
汚水処理人口普及率	94.5%	95.0%

施策4＞ 健康づくり・医療体制の充実

(1)健康づくり推進体制の強化

本町の健康づくり・福祉活動の拠点として、保健福祉センター等の施設の適正管理に努めます。また、御坊保健所管内における健康づくりの推進を担う「健康日高21推進協議会」をはじめ、周辺市町や医療機関、保健所、大学等との連携を図り、健康づくりの実態把握や健康課題解決に向けた調査・分析の実施を進めます。

(2)健康づくり活動の拡大・定着化

住民の健康管理意識の啓発を図りつつ、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、酒、たばこ、歯・口の健康、健診などの分野ごとの目標達成に向けた取組を計画的に推進します。

(3)食育の推進

健全な食習慣の形成に向け、食育推進計画に基づき、関連部門が一体となった食育とともに、継続的な地産地消に取り組みます。

(4)健康診査・指導等の充実

国保保健事業計画に基づき、生活習慣病予防に向けた特定健康診査及び特定保健指導、ならびに重症化予防の保健指導を推進するとともに、がん検診等、その他の健康診査の充実、健康教育、健康相談等の充実に努めます。

(5)医療保険事業の健全化等

- ① 国保保健事業計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を推進し、生活習慣病対策を強化するとともに、適正受診対策を推進し、医療費の適正化に努めます。
- ② 将来的に国民健康保険の財政運営の主体が県に移行されることが予定されているため、その対応に取り組みます。また、国民健康保険制度の周知と適切な運用に努めます。
- ③ 広域的連携のもと、保健・医療・介護の各分野が一体となった保健事業により、後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運営に努めるとともに、国による制度改正等への適切な対応に努めます。

(6)母子保健の充実

医療機関や保育所、学校、母子保健推進員等と連携し、妊娠・出産期から学童・思春期に至るまで、家庭訪問や健康診査・相談、予防接種の充実、子育てに関する学習・交流の場の提供など、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに総合的に取り組みます。

(7)精神保健福祉の充実

精神疾患やストレス等による心の病などについての正しい知識の普及に努めながら、その治療や社会復帰、自立に向けた支援に取り組みます。

(8)感染症対策の充実

国や法令改正等の動向を注視しつつ、日高医師会や地域の医療機関との連携のもとで、結核や肺炎、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の感染症についての正しい知識の普及に取り組むとともに、予防接種体制の充実に努めます。

(9)地域医療体制の充実

- ① 医療ニーズの高度化、多様化に対応できる地域医療を確保するため、国民健康保険診療所の医療機器の充実、施設の適正管理に努めます。
- ② 国民健康保険診療所と県立医科大学、地域中核病院間との連携を図り、医療情報連携を進めるなど、遠隔医療を推進します。
- ③ 救急・休日・夜間の医療ニーズに対応できるよう、日高医師会等関係機関との連携や広域的連携のもと、ひだか病院の設備充実及び看護師の確保を図るとともに、日本赤十字社和歌山医療センター及び県立医科大学附属病院高度救命救急センターの活用を図ります。また、国への積極的な提言に努めます。

〔 関連する主な事業 〕

- ◆小中学生のがん予防出前講座
- ◆生活習慣病重症化予防対策
- ◆特定健診受診率向上事業 など

+ (プラス) デジタル

▶母子手帳のデジタル化や各種検診・予約システムの導入など、デジタル技術やAI技術の活用に向けた検討を進めます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
特定健康診査受診率	48.9%	55.0%
特定保健指導実施率	30.0%	35.0%
食生活改善推進員数	60人	70人
国民健康保険税収納率(現年分)	97.61%	98.20%
国民健康保険被保険者の1人当たりの年間医療費	419,293円	400,000円

施策5＞ 地域福祉の充実

(1) 地域福祉に関する指針の見直し

本町の実情と時勢に即した地域福祉施策を推進するため、関連サービス・事業を調整・統合化した地域福祉計画の定期的な見直しを図ります。

(2) 地域福祉を支える人づくり

- ① 地域における、さまざまな生活課題を抱えた住民を理解するための、福祉に関する取組や情報発信、講習会、福祉教育の推進に取り組み、福祉意識の醸成に努めます。
- ② 社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等の育成・支援に取り組み、地域福祉を支える人づくりを進めます。

(3) 福祉ニーズに対応した体制づくり

- ① 地域共生社会の実現をめざし、社会福祉協議会とともに生活支援体制整備事業に取り組みます。
- ② 子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や介護・虐待・生活困窮といったリスクが複合した課題を抱える世帯への支援を行うため、新たな事業の創設や支援体制・事業展開の工夫に取り組みます。
- ③ 民間支援団体等との連携・協力のもと、生活困窮やひきこもり状態にある住民に対して、問題の早期発見に努めるとともに、自立した生活を営むための支援に取り組みます。

(4) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

住民が自分に適した福祉サービスを自ら選び、安心して利用することができるよう、地域包括支援センターや子育て世代包括支援センターの総合的な相談体制・情報提供体制のさらなる充実を図ります。

(5) 社会保障の充実

国民年金や生活保護など、社会保障制度の周知と適切な運用に努めます。

〔 関連する主な事業 〕

◆自殺対策計画の推進 ◆再犯防止等施策の推進 など

+ (プラス) デジタル

▶福祉ニーズへの対応に向けたデジタル技術の活用について検討します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
福祉ボランティア登録者数	223人	270人
福祉ボランティア団体数	14団体	20団体

施策6＞ 高齢者福祉の充実

(1)日高川町第2期地域福祉計画に基づいた取組

「日高川町第2期地域福祉計画」及び「日高川町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者への福祉・介護支援を行うとともに、当該計画の定期的な見直しを行い、社会情勢や地域の状況に応じた施策を実施します。

(2)高齢者の在宅生活への支援

- ① 自動車運転免許を返納した高齢者等への交通・移動手段への支援を実施します。
- ② 配食サービスや高齢者見守りシステム等により、高齢者の安心・安全な生活の確保を図ります。
- ③ 家族の急な外出等の臨時の事情に対応するため、要介護認定を受けていない高齢者へのホームヘルパーの派遣やショートステイ事業により、高齢者の在宅生活と家族の在宅介護を支援します。
- ④ 県と連携し、低所得世帯の高齢者の医療費の助成を行います。
- ⑤ 老人クラブ活動等の高齢者団体への助成を行うことにより、高齢者の生涯学習やスポーツ、レクリエーションの充実を図ります。
- ⑥ 社会福祉協議会と連携し、きめ細やかな高齢者の在宅生活の支援を実施します。

(3)健康づくり・介護予防

- ① 保健・医療・介護の各分野の一体的な実施により、高齢者の健康診査や健康相談の受診率向上と介護予防事業の利用促進に努め、高齢者の健康づくりと介護予防に取り組みます。
- ② 高齢者がその能力や知識、経験を生かし、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、老人クラブ活動やふれあいいきいきサロンへの支援、世代間交流の促進、シルバー人材の就業機会の提供等を通じて高齢者の社会活動への積極的な参画を促し、高齢者の健康づくりと介護予防に寄与する事業を実施します。

(4)介護保険サービス事業

- ① 地域包括支援センターの活動により、在宅介護及び施設介護、福祉、医療等について、総合的な相談支援とケアマネジメント支援を実施します。また、高齢者の実態把握や認知症サポーターの養成、在宅介護者への支援にも取り組みます。
- ② 「日高川町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」により、高齢者への福祉・介護支援を行うとともに、当該計画の定期的な見直しを行い、社会情勢や地域の状況に応じた施策を実施します。
- ③ 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい生活が送れるよう、在宅での介護・医療サービスを受けることができる「地域包括ケアシステム」の全町的な構築に向けた取組に努めます。

(5)居場所づくり

高齢者が気軽に集い、交流できる居場所づくりを検討します。検討にあたっては地域資源の積極的な活用に努めるとともに、子ども・障がい者・高齢者といった対象者を限定しない共生の居場所づくりも含めて検討を進めます。

〔関連する主な事業〕

- ◆一般介護予防事業
- ◆総合相談事業
- ◆認知症施策推進事業
- ◆生活支援体制整備事業
- ◆福祉バスタクシー券助成事業
- ◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 など

+ (プラス) デジタル

- ▶健康づくりや介護予防活動の展開にあたって、事務的な手続きのデジタル化について検討を進めます。
- ▶介護人材の不足等を補うためのデジタル技術の活用について検討します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
高齢者人口に対する要介護認定者の割合	20.8%	20.0%
認知症サポーター登録者数	2,691人	3,100人
介護予防講演会及び介護予防懇談会参加者数	110人	220人
ふれあいいきいきサロン参加者数	1,277人	3,000人

施策7＞ 障がい児者福祉の充実

(1)御坊・日高圏域の連携

御坊・日高圏域の障がい児者福祉施策は、圏域6市町が広域連携により取り組んでいるのが特徴です。今後も広域連携を維持継続し、障がいのある人が社会の一員として自立し、地域の中で支え合い、ともに生きることができ障がい者支援に努めます。

(2)日高圏域障害者プラン2021

内閣府により策定された「障害者基本計画（第4次）」、和歌山県により策定された「紀の国障害者プラン2018」を受け、圏域6市町と御坊保健所が協働で「日高圏域障害者プラン2021」を策定しました。この「日高圏域障害者プラン2021」には、重点施策の方向性及び圏域の現状・課題とその対応、そして、そのための障害福祉サービスの提供体制の確保等が定められています。計画期間については、日高圏域市町障害者計画が令和3年度から令和8年度まで、日高圏域市町障害福祉計画と日高圏域市町障害児福祉計画については、令和6年度から令和8年度までとなっています。6市町が連携して、「日高圏域障害者プラン2021」の遂行に取り組み、定期的な見直しにも対応していきます。

(3)御坊・日高圏域自立支援協議会

御坊・日高圏域自立支援協議会は、圏域6市町をはじめ、社会福祉協議会等のサービス提供団体、医療機関、御坊保健所、県立支援学校、労働基準監督署等の就労関係機関が構成メンバーとなって、相互に連携し地域における支援体制に関する課題を共有し、地域の実情に対応した支援体制を整備することを目的としています。協議会は、権利擁護部会と就労部会、精神障害者地域支援部会、子ども部会、人材育成部会に分かれて、専門的な視点から支援体制整備を検討、推進に取り組んでいます。今後も、活発に活動し、圏域の障害福祉の将来展望に努めます。

(4)御坊・日高障害者総合相談センター

御坊・日高障害者総合相談センターでは、社会福祉法人太陽福祉会が運営する「御坊・日高地域障害者生活支援センターあおぞら」と社会福祉法人和歌山県福祉事業団が運営する「日高圏域障害児者相談支援事業所ゆめ」が、6市町が委託した相談支援事業及び計画相談支援事業、認定調査を行っています。今後も、6市町が連携し、当該センターの維持継続と良質な福祉サービスの提供に努めます。

(5)地域生活支援拠点事業

6市町が連携して社会福祉法人太陽福祉会に委託し、令和3年度より取り組んでいる事業です。事業内容は、緊急時受入事業と地域生活体験事業、コーディネート事業に分かれます。緊急時受入事業は、障害福祉サービスをまだ受けていない人の緊急時の受け入れを行います。地域生活体験事業は、将来の社会生活のために、自宅以外での日中活動の体験の提供、コーディネート事業は、利用者及び家族との連絡や利用内容の調整等、利用に関するコーディネートです。今後も、事業内容の広報・周知等の利用促進に努め、障がいのある人が一人でも多く、自立した生活が送れるような事業展開を図ります。

(6)障がいのある人への支援

- ① 居宅介護や補装具の給付等の自立支援給付の円滑な実施に努めます。
- ② 日常生活用具給付や意思疎通支援事業等の円滑な実施に努めます。
- ③ 更生医療、育成医療、精神通院医療、重度身体障害者医療等の医療に関する支援の円滑な実施に努めます。
- ④ 町独自の単独事業として、重度心身障害者福祉手当等の経済的支援や障害者自動車改造助成等の交通手段への支援、就労支援施設利用料補助等の就労への支援、日高川町身体障害者福祉協議会等の団体活動への支援を継続し、必要などころに必要な支援が行き届くよう、検討に努めます。
- ⑤ 民間団体等との連携により、ひきこもり等の精神疾患の人の相談支援、居場所づくりを通じて、社会復帰に向けた取組を実施します。

(7)障がいのある児童への支援

- ① 発達障がいの早期発見に努め、発達支援検討委員会を通じて、適切な就学・進路指導相談を行うとともに、特別支援教育の充実を図ります。
- ② 乳幼児の聴覚障がいについて、早期発見、早期治療が行える施策の充実を図ります。
- ③ 心身障害児福祉年金等の支援により、経済的負担の軽減を図ります。
- ④ 放課後等デイサービスや児童発達支援等により、児童の療育についての支援を実施します。
- ⑤ 令和5年度に配置した医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、医療機関との連携を密にし、地域において医療的ケア児とその家族が安心して生活できる支援体制の充実に努めます。

(8)重層的支援への対応

子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や介護・虐待・生活困窮といったリスクが複合する障がい者世帯の課題については、障害福祉担当者をはじめ、高齢者福祉、介護保険事業、生活保護のそれぞれの担当者が連携を密にし、引き続き支援を続けていきます。また、社会福祉協議会の金銭管理事業や生活資金貸付事業とも連携し、重層的な支援に取り組みます。

〔関連する主な事業〕

- ◆障害者相談支援事業
- ◆24時間あんしんコールセンター事業
- ◆地域活動支援センター事業
- ◆障害者等移動支援事業
- ◆障害者日中一時支援事業
- ◆在宅血液透析助成事業 など

+ (プラス) デジタル

▶各種申請手続きのデジタル化について、検討を進めます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
一般就労への移行者数	3人	3人

基本目標 5 時代に合った地域をつくる

～時代の変化に対応し、挑戦し続けるまちをつくる～

>>> めざす方向

水と緑の豊かな自然が息づくまちとして、自然環境と調和した取組とともに、あらゆる環境問題に対応した、総合的な環境施策を推進し、持続可能なまちづくりをめざします。

また、地域コミュニティの力が発揮できるような環境整備とともに、協働のまちづくりを進めるなど、一人ひとりが認め合い、支え合いながらまちづくりに取り組めるよう、基盤づくりに取り組めます。

さらに、道路・交通基盤の整備や情報基盤の充実を進めつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）とともに自主自立の自治体経営を推進するなど、時代の変化に対応しながら、挑戦し続けるまちづくりを進めます。

【現状・課題】

- 本町の特色である日高川流域をはじめとした自然環境との調和とともに、本町の豊かな資源を将来世代に引き継いでいくために、本町の実情に合ったかたちで、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。また、令和3年11月には「ゼロカーボンシティ宣言」を表明、令和5年度には日高川町地球温暖化防止実行計画を策定し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを実現できるよう取組を進めています。
- 循環型社会の形成に向けた広域的なごみ処理・リサイクル体制や、し尿処理体制の充実などとともに、リデュース（＝廃棄物を減らす）、リユース（＝再使用する）、リサイクル（＝再生利用する）に取り組む3R運動の促進が求められています。
- 住民自治による自立した地域づくり、支え合い助け合う地域づくりが行われつつ、その力を十分に発揮できるよう、コミュニティの活力を促進する環境整備が求められています。また、協働のまちづくりを進めていくためにも、多様な分野において住民と行政との新たなパートナーシップの構築が求められています。
- 住民の社会性と協調性を育みつつ、すべての人々の「個」が尊重され、だれもが分け隔てられることなく、ともに生きることができるとなるまちづくりを進めていくことが必要です。
- 地域の特色を生かしたまちづくりを進めるために、計画的な土地利用が求められています。また、広域的アクセスのさらなる向上や町全体の発展可能性の拡大、地域間の連携強化等に向けた、道路・交通基盤の充実が必要となっています。
- 住民生活の質的向上と町全体の活性化に向けた情報基盤の充実とともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が求められています。
- 自主自立のまちを創造・経営していくために、これまでの取組の成果と課題を踏まえながら、継続的な行財政改革を推進していくことが必要です。

数値目標	目標値
ふるさと納税の額	200,000 千円

施策1＞ 自然環境と調和したまちの創造

(1)自然環境・景観の保全

- ① 土地・森林利用関連計画に基づく適正な土地利用を促進するとともに、施設整備等に当たっては、自然環境・景観の保全に配慮した資材・工法の導入に努めます。
- ② SDGs の理念を踏まえた環境学習を推進し、本町の自然環境・景観の保全に取り組みます。
- ③ 事業所等による騒音・悪臭・振動等について、関係機関との連携のもと、公害防止条例等に基づき、調査や監視、指導等を推進し、未然防止に努めます。

(2)地球温暖化対策の推進

令和5年度に策定した地球温暖化防止実行計画に基づき、行政が率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、持続可能な未来に向け、町が中心となり、町民・事業者と連携して計画を推進していきます。

(3)新エネルギー施策の推進

- ① 森林資源を生かした木質バイオマスの活用や中小水力発電の導入支援を進めるとともに、白馬山脈等における風力発電事業の導入を支援するなど、多様な観点から新エネルギーの導入に努めます。
- ② ゼロカーボンシティの実現をめざして、蓄電池や LED 照明の導入などのさまざまな取組を推進します。

(4)日高川の水質汚濁防止対策の推進

- ① 日高川及びその支流の水質汚濁を防止するため、関係機関との連携のもと、水質の調査及び監視、指導を積極的に推進します。
- ② 椿山ダム下流域における濁水長期化現象については、河川への流入土砂の削減方策や貯水池内での濁水貯留を軽減する方策等の検討など、総合的な濁水対策を関係機関へ積極的に要請していきます。

(5)住民の主体的な環境保全活動の促進

環境教育や啓発活動を積極的に推進するとともに、ワークショップを実施するなど、住民の環境保全意識の高揚を図りながら、クリーン作戦など地域における環境美化運動に取り組みます。さらに、水質浄化運動や省エネルギー運動など、住民の主体的な環境保全活動を促進し、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の定着化に努めます。

(6)美しい景観づくり、全町的な緑化運動の展開

景観条例に基づき、住民との協働のもとに美しい景観づくりを進めます。また、公共施設の緑化推進とともに、住民の意識啓発を行いながら、地域住民や各種団体、行政等が一体となった全町的な緑化運動、花いっぱい運動を展開し、花と緑のまちづくりを進めます。

〔関連する主な事業〕

- ◆公共施設等の太陽光設備の導入
- ◆公用車のEV化推進
- ◆ゼロカーボンシティ実現へ向けた事業の検討・推進 など

+ (プラス) デジタル

- ▶町の排出量を可視化し公開するなど、デジタルを活用した住民への脱炭素行動の推進を図ります。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
設置可能な町有施設における太陽光発電等設備導入率	8.0%	50.0%
家庭用蓄電池補助件数	11 件	5 年間で 100 件
家庭用 LED 補助件数	50 件	5 年間で 250 件
EV 充電スポットの設置	1 基	5 年間で 15 基

施策2＞ 廃棄物処理等環境衛生の充実

(1)ごみ収集・処理体制の充実

- ① ごみ分別辞典の活用、広報・啓発活動の推進により、住民のごみ分別の徹底に努めます。
- ② 広域的連携のもと、御坊広域行政事務組合によるごみ処理・リサイクル体制の充実を進めます。

(2)3R 運動の促進

広報・啓発活動の推進をはじめ、集団回収や生ごみ処理機の購入に対する補助等を通じ、住民や事業者の自主的な 3R 運動を促進し、ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促します。

(3)ごみの不法投棄対策の推進

広報・啓発活動の推進や関係機関との連携による監視・パトロール体制の充実、監視カメラの設置等により、ごみの不法投棄の防止及び適正処理に努めます。

(4)し尿収集・処理体制の充実

許可業者への指導等により収集体制の充実に努めるとともに、広域的連携のもと、御坊広域行政事務組合によるし尿処理体制の充実を図ります。

(5)浄化槽の適正管理の促進

浄化槽が適正に管理されるよう、保守点検・清掃・水質検査等の実施に関する啓発・指導に努めます。

(6)斎場の適正管理

斎場について、老朽化の状況に応じて施設・設備の修繕等を行い、適正管理に努めます。

〔 関連する主な事業 〕

- ◆関係機関と連携した「不法投棄の未然防止」パトロールの充実
- ◆川辺、中津・美山斎場の設備等改修

+ (プラス) デジタル

▶ デジタル技術を活用したゴミの分別等に関する啓発活動を行います。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
クリーン作戦参加団体数	77 団体	80 団体
集団廃品回収活動団体数	13 団体	15 団体

施策3＞ 強固なコミュニティの形成

(1)コミュニティ意識の啓発

広報・啓発活動の推進や講座・教室の開催等を通じ、住民のコミュニティ意識、自治意識の高揚に努めます。また、祭礼やレクリエーション等を通じ移住者等との交流を促進することで、内外の視点を組み合わせた新たな取組の創出を促します。

(2)コミュニティ活動の活性化支援

既存の自治組織の活動及び活動拠点となる集会施設等の整備充実に対する支援を引き続き行い、活動の活発化を促進します。

(3)集落機能の維持推進

既存の自治組織単位の再編による新たなコミュニティの設定と育成をはじめ、新時代のコミュニティの育成に向けた支援施策について検討・推進するとともに、集落機能の維持に向けた取組を総合的に進めます。

〔 関連する主な事業 〕

- ◆集会施設等の整備に対する補助
- ◆祭典道具や地域の活性化に資する事業に対する補助
- ◆防犯灯設置に対する補助
- ◆防災士認証登録・防災資機材購入に対する補助 など

+ (プラス) デジタル

- ▶コミュニティの結束の維持・強化等に向けたデジタル技術の活用を検討します。
- ▶集落間の物資の輸送や配送事業について、デジタル技術の活用を検討します。

施策4＞ 協働のまちづくりの推進

(1) 広報・広聴活動の充実

広報紙やホームページ、CATVによるデータ放送、SNS等を通じた広報活動の充実に努めるとともに、地区懇談会やアンケート調査等を活用した広聴活動の充実に努めます。

(2) 情報公開の推進

住民参画による公正で開かれた町政運営を進めるため、文書管理体制の充実のもと、個人情報保護の保護に留意しながら、適切かつ円滑な情報公開を推進します。

(3) 各種行政計画の策定等への住民参画・協働の促進

審議会や委員会への住民の参画やワークショップ、パブリックコメントの実施など、各種行政計画の策定、点検・評価、見直しへの住民参画・協働体制の充実に図り、政策形成過程からその見直しまでの住民の参画・協働を促進します。また、地域住民の声を町の施策に反映させ、地域の特性に応じた振興施策の推進に努めます。

(4) 公共施設の整備・管理等へ向けた協働の促進

公共施設管理計画に基づき、指定管理者制度の活用や外部委託等の外部活力を導入するなど、公共施設の整備・管理や公共サービスの提供へ向けた協働を促進します。さらに、適切な官民連携に取り組み、時代の流れに対応した施設計画や管理、運営を模索・検討します。

(5) ボランティア、NPO等の育成

今後のまちづくりの担い手として、各種住民団体はもとより、ボランティアやNPO等の育成に努めます。

〔 関連する主な事業 〕

- ◆ ホームページや SNS を活用した情報発信の充実
- ◆ 地域をフィールドにした大学との連携活動 など

+ (プラス) デジタル

▶ アプリを通じて、協働のまちづくりの充実に向けた情報発信に努めます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
大学と連携して実施した事業の数	3件	5年間で6件
公式 SNS のフォロワー数	550人	5,000人

施策5＞ 一人ひとりを尊重するまちづくりの推進

(1)人権教育・啓発推進体制の充実

- ① 人権推進会を中心として、関係機関・団体をはじめ、地域、学校等との連携を一層強化するとともに、指導者の養成・確保を図り、自発的な人権教育や啓発活動が行える体制の整備に努めます。
- ② これまでの取組を踏まえ、内容・方法等の充実を図りながら、学校、家庭、地域、職域、その他あらゆる場を通じ、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ（LGBTQ+）などの各人権課題に関する教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

(2)男女平等の実現に向けた意識改革の推進

広報・啓発活動の充実をはじめ、男女平等の視点に立った学校教育の推進や学習機会の充実、気運の醸成等を通じ、固定的な性別役割分担意識の解消や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた取組を推進します。

(3)政策・方針決定過程への男女均等な参画の促進

町の審議会や委員会への女性の積極的な登用、町女性職員の職域の拡大と管理職への登用、事業者等への女性登用に関する情報提供、女性の能力向上に向けた講座・教室の開催、女性団体の活動支援等を行うとともに、政策・方針決定過程への男女の均等な参画の促進に努めます。

(4)労働・雇用における個性と能力の発揮

男女がともに対等な立場で働くことができるよう、育児・介護等にかかる休業制度の活用や仕事と家庭の両立を促す情報提供など、ワーク・ライフ・バランスの促進に関する支援等を行い、働きやすい職場環境づくりを促すとともに、職業能力の開発・向上のための支援や自営業における就業環境の整備促進等に努めます。

(5)相談体制等の充実

DVなどの暴力をはじめ、男女共同参画に関する住民のさまざまな悩みに応えるため、関係機関との連携を強化し、安心して相談できる環境づくりに努めるとともに、DV被害者等の保護や自立支援、男女の人権に配慮した取組等に努めます。

〔 関連する主な事業 〕

- ◆SNS等インターネット上の人権侵害をなくす取組
- ◆人権啓発活動の強化
- ◆広報誌等を通じた広報・啓発活動の実施
- など

+ (プラス) デジタル

▶ アプリを通じて、人権や男女共同参画に関する情報発信に努めます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
審議会等の意思決定組織における女性の割合	16.7%	30.0%

施策6＞ 土地の有効利用

(1) 土地の利活用の推進

「土地利用の方針」に基づき、土地利用計画を策定するとともに、「農業振興地域整備計画」「地域計画」及び「森林経営計画」の見直しや総合調整を適宜行い、計画的な土地の利活用に努めます。

また、土地利用関連計画や関連法、関連条例等の周知及び一体的運用による規制・誘導に努め、土地利用区分に沿った適正な土地利用を促進します。

(2) 地籍調査結果の活用

地籍調査結果の活用にあたっては、多様な観点からの活用に努めます。

(3) 復興事前準備等に向けた取組

平時から災害が発生した際のことを想定し、復興事前準備等に取り組みます。

(4) 土地のマッチングに向けた検討

田畑等の活用を望む利用者と、その土地の所有者のマッチングに向けた取組を検討します。

(5) 廃校の活用

今後増加する廃校の活用にあたっては、企業誘致や起業・創業支援の可能生も念頭に入れ、地域住民との合意のもと、総合的な観点からの活用に努めます。

〔 関連する主な事業 〕

- ◆公共事業の円滑化
- ◆災害復旧事業への活用
- ◆土地情報のシステム化
- ◆農地中間管理事業
- ◆農地活用支援事業
- など

+ (プラス) デジタル

▶ 地籍調査の結果の多様な活用に努めます。

施策7＞ 道路・交通基盤の整備

(1) 国道・県道の整備促進

広域アクセスの向上、地域間のネットワーク化、災害に備えた強靱化に向けて、国道424号及び主要県道御坊美山線・御坊中津線をはじめ、国道・県道の整備を関係機関に積極的に要請してまいります。

(2) 町道及び橋梁の整備・維持管理の推進

- ① 安全性・利便性の向上、今後の災害発生時における集落の孤立の未然防止等を勘案しながら、幹線町道から身近な生活道路に至るまで、町道網の整備を計画的、効率的に推進するとともに、住民参画・協働のもと、道路の維持管理の充実を図ります。
- ② 町管理の橋梁410橋及びトンネル7本について、5年ごとに点検を行い、計画的な修繕を進めてまいります。

(3) 鉄道の利用促進

県等の関係機関との連携強化のもと、JR紀勢本線の利便性・快適性の向上を促進していくとともに、「乗って残す」PR活動の推進等により利用促進に努めます。

(4) 路線バスの維持・確保・利用促進

住民の日常生活に欠かすことのできない交通手段として、関係機関との連携のもと、「乗って残す」意識の醸成とともに、利用促進を図りながら、路線バスの維持・確保に努めます。

(5) コミュニティバスの充実

公共交通の空白地帯の存在も勘案し、路線バス等の他の交通手段との連携・調整を行いながら、地域の意見を尊重しつつ、効率的な運行形態について検討し、利用促進を図るとともに、その維持・確保に努めます。

〔 関連する主な事業 〕

- ◆ 計画的な道路改良工事及び維持修繕工事等の実施
- ◆ 国土強靱化、大規模災害発生に備え、リダンダンシーの確保に資する交通インフラ整備
- ◆ 道路ストックの安全対策の推進による安全・安心な道路環境の整備（・通学路等の歩道整備の推進）
- ◆ 橋梁・トンネル等の長寿命化計画に基づいたメンテナンスサイクルの構築
- ◆ 公共交通網の再構築 など

+ (プラス) デジタル

- ▶ 道路の効率的な維持と、活用の高度化を図るためのデジタル活用に努めます。
- ▶ 路線バスやコミュニティバスにおける AI やデジタルの活用を検討します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
道路など都市基盤の整備状況 (不満度)	18.8P	13.0P
管理橋梁及びトンネルの定期点検実施率	0.0%	5年間で 100.0%

施策8＞ 情報基盤の充実

(1) 情報通信基盤の充実

情報通信基盤のさらなる充実を図り、次世代通信（ローカル 5G）を活用した通信環境の向上に努めます。また、通信事業者との連携のもと、CATV 網の利活用を促進し、だれもが等しく各種情報サービスを利用できる環境づくりを進めます。

(2) 各分野における情報サービスの提供

全町的な地域情報化の視点に立ち、既存の CATV 網やホームページをはじめ、SNS 等の利活用により、防災・防犯分野や保健・医療・福祉分野、教育・文化分野、産業分野など、多様な分野における情報サービスの提供を図ります。

(3) 情報化の環境づくり

- ① 観光振興及び防災の観点から、次世代通信環境を活用した情報提供の充実とともにサービスの拡充に努めます。
- ② だれもが ICT を安心して利活用することができるよう、情報化に関する学習・教育を充実し、情報利活用能力の向上に努めるとともに、時代に即した情報セキュリティ対策、ならびに情報格差対策を推進します。

(4) 携帯電話の不感地域の解消

携帯電話の不感地域解消に向けた取組を進めます。

〔 関連する主な事業 〕

◆地域情報化の推進（・携帯電話に関する事業） ◆Wi-Fi 整備の推進 など

+ (プラス) デジタル

▶ICT をだれもが安心して利活用できるよう、基盤整備や情報利活用能力の向上に努めます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
町ホームページの平均アクセス数	22,930 件/月	24,000 件/月
町アプリの登録者数	0 件	5年間で2,000 件

施策9＞ DXの推進

(1) デジタル基盤の整備

地域におけるデジタル基盤の充実に向けて、デジタル実装に必要となる地域課題の整理や、導入・運用に向けた取組を充実させます。

(2) デジタル人材の育成・確保

住民ならびに庁内職員のニーズを適切に把握しながら、デジタル技術の利活用に向けた講座を実施するなど、デジタル人材の確保・育成に向けた取組を進めます。また、IT 関連企業との連携や外部からの専門人材の招致についても検討します。

(3) デジタル技術の推進・導入

- ① 本町における地域課題の解決や、各地域の活性化等につながるデジタル技術の導入について検討を進めます。
- ② 上記の検討を踏まえつつ、さまざまな分野においてデジタル技術を推進することにより、住民サービス水準の維持・向上、地域課題の解決、地域活性化、自治体業務の効率化などを図ります。

〔関連する主な事業〕

- ◆オンライン申請の推進
- ◆電子決裁システム導入の検討
- ◆ドローンの利活用
- ◆書かない窓口、キャッシュレス化の検討
- ◆ペーパーレス、庁舎内フリーアドレス化の検討
- ◆新スマート物流推進協議会との連携 など

+ (プラス) デジタル

▶住民サービス向上に向けて、行政や地域全体の包括的な DX の取り組みを推進します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
オンライン申請フォームの活用数	5 件	20 件

施策 10> 自主自立の自治体経営の推進

(1) 持続可能な行財政運営の推進

- ① 事務事業のさらなる見直しをはじめ、組織の再編成、公共施設の運営管理の見直し、補助事業の検証、使用料・手数料の見直しなど、行財政運営の効率化及び組織機構の見直しを進めます。
- ② 行政と民間の役割分担を見直し、民間に委ねることが適当な事業については、行政責任の確保や行政サービスの維持向上に十分留意しつつ、民間委託等を推進します。さらに、積極的な公民連携に努めます。
- ③ 定員管理の適正化に努めるとともに、人材育成を目的に導入した人事評価制度を活用し、職員一人ひとりの政策形成能力とその実践力の向上に努めます。
- ④ 地方公営企業について、経営の健全化に向けた取組を進めます。
- ⑤ 上記の行財政改革の推進とともに、財政状況の分析・公表を行いながら、事業効果や優先度等を総合的に勘案して効率的な財源配分を図り、持続可能な財政運営を推進します。
- ⑥ ふるさと納税の取組を積極的に進めるなど、自主財源の確保に努めます。

(2) 広域行政の推進

- ① 御坊周辺広域市町村圏の一体的な発展に向け、「御坊周辺広域市町村圏計画」に基づく施策・事業を推進するとともに、その他の一部事務組合や広域連合による共同事業の充実に努めます。
- ② 国や県の動向等も注視しながら、新たな広域連携のあり方について検討していきます。

〔関連する主な事業〕

◆人事評価制度や職員研修等を通じた職員のスキルアップ ◆ふるさと納税の推進 など

+ (プラス) デジタル

▶ 役場内における事務の効率化を推進するため、オンライン申請フォームの活用を推進し、また電子決裁を導入するなどの取組を検討します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和11 (2029)年度)
【再掲】 ふるさと納税の額	88,020 千円	200,000 千円